

官報

號外 昭和十二年三月三十一日

○第七十回衆議院議事速記録第三十五號

昭和十二年三月三十日(火曜日)	午後二時二十分開議	議事日程 第三十六號
昭和十二年三月三十日	午後一時開議	
一 帝國陸海軍ニ於ケル歯科衛生ニ 關スル質問(杉山元治郎君提出)	第一 (昭和十年度歲入歲出總決算 決算)	第一 (昭和十年度各特別會計歲入歲出 總決算)
二 林内閣ノ政綱政策並文教上ノ諸 問題ニ關スル質問(佐藤與一君提 出)	第二 昭和十年度國有財產增減總計算 書	第二 昭和十年度國有財產增減總計算 書
三 帝都防火建築ニ關スル質問(深 澤豊太郎君提出)	第三 議院法中改正法律案(政府提出、 貴族院回付)	第三 議院法中改正法律案(政府提出、 貴族院回付)
四 對滿對支政策ニ關スル質問(中 村嘉壽君提出)	第四 產業組合中央金庫法中改正法律 案(政府提出、貴族院送付)	第四 產業組合中央金庫法中改正法律 案(政府提出、貴族院送付)
五 機船底曳網ニ關スル質問(北嶺 吉君外三名提出)	第五 産業組合自治監査法案(政府提 出、貴族院送付)	第五 産業組合自治監査法案(政府提 出、貴族院送付)
六 國有鐵道赤穂線敷設ニ關スル質 問(江藤源九郎君提出)	第六 中改正法律案(政府提出、貴族院送 付)	第六 外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法 案(政府提出、貴族院送付)
七 尾去澤鑛山中ノ澤鑛浮沈澱池ダ ム決済ニ關スル再質問(川俣清音 君外一名提出)	第七 百貨店法案(政府提出、貴族院 送付)	第七 外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法 案(政府提出、貴族院送付)
八 帝國在郷軍人會會員國有鐵道運 賃割引ニ關スル質問(服部米次郎 君外五名提出)	第八 辨理士法中改正法律案(政府提 出、貴族院送付)	第八 辨理士法中改正法律案(宮脇 長吉君外一名提出)
	第九 帝國燃料興業株式會社法案(政 府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)	第九 帝國燃料興業株式會社法案(政 府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
	第十 人造石油製造事業法案(政府提 出) 第一讀會ノ續(委員長報告)	第十 人造石油製造事業法案(政府提 出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

明治二十五年三月三十一日
第二十五回行政裁判所法案(宮古啓三郎君提出)

第一十一 船員法改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)	第二十二 民法施行法中改正法律案 第一讀會	第二十五 行政裁判所法案(宮古啓三郎君提出) 第一讀會
第十二 日本無線電信株式會社法中改 正法律案(政府提出、貴族院送付)	第十三 農地法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)	第二十六 行政訴訟法案(宮古啓三郎君提出) 第一讀會
第十四 勞働組合法案(鈴木文治君外 一名提出)	第十四 勞働組合法案(鈴木文治君外 一名提出)	第二十七 訴願法案(宮古啓三郎君提出) 第一讀會
第十五 小作法案(杉山元治郎君外三 名提出)	第十五 小作法案(杉山元治郎君外三 名提出)	第二十八 權限裁判法案(宮古啓三郎君提出) 第一讀會
第十六 狩獵法中改正法律案(鈴木正 吾君提出)	第十六 狩獵法中改正法律案(鈴木正 吾君提出)	第二十九 行政裁判官懲戒法案(宮古 啓三郎君提出) 第一讀會
第十七 交通機關調整法案(田中好君 外一名提出)	第十七 交通機關調整法案(田中好君 外一名提出)	第三十 民事訴訟法中改正法律案(牧 野賤男君外八名提出) 第一讀會
第十八 民法施行法中改正法律案(大 石大君外三名提出)	第十八 民法施行法中改正法律案(大 石大君外三名提出)	第三十一 觀光地助成法案(田中好君 外一名提出) 第一讀會
第十九 航空事業獎勵法案(中村嘉壽 郎君外一名提出)	第十九 航空事業獎勵法案(中村嘉壽 郎君外一名提出)	第三十二 家事調停法案(坂東幸太郎 君外四名提出) 第一讀會
第二十 航空事業獎勵法案(末松偕一 郎君外三名提出)	第二十 航空事業獎勵法案(末松偕一 郎君外三名提出)	第三十三 家祿賞典祿給與未濟ニ關ス ル法律案(原口初太郎君外六名提出) 第一讀會
第二十一 民族優生保護法案(荒川五 郎君外三名提出)	第二十一 民族優生保護法案(荒川五 郎君外三名提出)	第三十四 郷又ハ町村祿高ニ對スル公 債證書給與ニ關スル法律案(寺田市 正君外三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十二 恩給法中改正法律案(宮脇 長吉君外一名提出)	第二十二 恩給法中改正法律案(宮脇 長吉君外一名提出)	第三十五 六大都市ニ特別市制實施ニ 關スル法律案(瀬川嘉助君外十名提 出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十三 理容師法案(中山福藏君外 十名提出)	第二十三 理容師法案(中山福藏君外 十名提出)	(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲 茲ニ掲載ス)
第二十四 金錢債務臨時調停法廢止法 律案(升田憲元君外十三名提出)	第二十四 金錢債務臨時調停法廢止法 律案(升田憲元君外十三名提出)	一政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ
衆議院議員杉山元治郎君提出帝國陸海軍	衆議院議員杉山元治郎君提出帝國陸海軍	

ニ於ケル歯科衛生ニ關スル質問ニ對スル
答辯書

衆議院議員佐藤與一君提出林内閣ノ政綱
政策並文教上ノ諸問題ニ關スル質問ニ對
スル答辯書

衆議院議員深澤豊太郎君提出帝都防火建
築ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員中村嘉壽君提出對滿對支政策
ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員北嶺吉君外三名提出機船底曳
網ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員江藤源九郎君提出國有鐵道赤
穗線敷設ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員川俣清音君外一名提出尾去澤
鑛山中ノ澤鑛浮沈濱池ダム決潰ニ關スル
再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員服部米次郎君外五名提出帝國
在郷軍人會會員國有鐵道運賃割引ニ關ス
ル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員東武君外四名提出度量衡法改
正ニ關シ調査會ノ審議ニ關スル質問ニ對
スル答辯書

(以上三月三十日受領)

帝國陸海軍ニ於ケル歯科衛生ニ關スル
質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年三月十一日

提出者 杉山元治郎

帝國陸海軍ニ於ケル歯科衛生ニ關スル
質問主意書

一 陸海軍ニ於ケル現在ノ囑託歯科醫ヲ
以テ歯科衛生上遺憾ナキヲ期シ得ルヤ

陸海軍ニ於ケル歯科衛生狀態へ現在甚
ダ不良ニシテ殊ニ齒牙疾患少キ農山漁

村ヨリノ入隊者モ軍隊生活ノ關係上忽
チニシテ甚シク惡化スルノ狀況デアル

必要トスルノデアル然ルニ現在ニ於テ
陸軍ニハ各病院ニ歯科診療室アルモ其
ノ殆ンド全部ガ近傍ノ開業歯科醫ヲ囑

託シテ治療ニ當ラシメ大概一週二三回二
三時間宛ノ勤務ニ過ギナイカラ到底將兵

ノ治療ヲ全ウシ難ク義齒等ハ全ク行ハ
レテ居ラヌ狀況デアル況ンヤ進ンデ之

ガ豫防法ヲ講ズルガ如キコトハ思モヨ
ラズ又海軍ニ於テハ各海軍病院並ニ各

艦隊ニ歯科醫アリテ幸ニ何レモ専任者
ナルモ其ノ人員合計十三名ヲ出デズ是

ダケニテ數萬ノ海軍將兵ノ手當ヲスル
コトハ全ク不可能ナルコトデアル陸海

軍共ニ僅ニ重症者ニ對シ應急ノ處置ヲ
爲スニ過ギナインデアル滿洲駐在部隊

ニ對シテハ各病院ニ歯科醫ヲ置クモ其
ノ數甚ダ少ク又内地ト異リ付近ニ開業

歯科醫ナキコトトテ誠ニ在滿將士ニ對
スル質問

ノ缺陷ヲ充サントスル考デアルカ

二 現在ニ於ケル陸海軍歯科衛生上ノ施
設ヲ以テ平時及戰時ニ對處シテ之ガ調

查研究上遺憾ナキヲ期シ得ルヤ

前ニ述ベタ如ク現在ハ平時應急ノ手當

モ困難ナ狀況デアル況ンヤ戰時ニ對シ
如何ナル準備ヲシテヨイカ之ガ調査研

究ニ甚ダ不完全ナリト言ハザルヲ得ナ
イ然ルニ一朝大國ガ互ニ兵ヲ交ヘルコ

トニナレバ勢戰爭ハ長期ニ亘リ兵ノ齒牙

ハ非常ニ惡クナル又歐洲大戰ノ際ニハ
齒牙口腔ノ病氣ガ殊ニ多カツタ許リデ

ナク頸骨病院ガ特ニ設立サレタ程口ヤ
頸ノ損傷ガ多クナツタ是等ノ病理治療

ニ關シ平時カラ十分ナル調査研究ガ必
要アル陸軍、海軍軍醫學校デハ口腔

外科ヲ教ヘテ居ルヤウデアルガ其ノ規
模ガ小サク甚ダ遺憾デアル又戰時歯科

衛生ニ從事スル人々養成スルヤウナ
機關モナク方法モ付イテ居ナイ何等此

ノ方面ニ訓練ナキ開業歯科醫ヲ動員シ
テ急場ノ間ニ合セルノデハ不十分ナル

コト言フ迄モナイ我ガ陸海軍ハ有ラユ
ル點ニ於テ整備サレ又多額ノ經費ヲ投

ジテ整備ヲ急イデ居ルノデアルガ何故
カ歯科衛生ノ事ニハ無顧著デアル

三 每年幹部候補生トシテ入隊シツツア
ル歯科醫學專門學校卒業生ニ對シ特別
ナル待遇ヲフル意圖ナキカ

我ガ國ニハ男子ノ歯科醫學專門學校ガ
七ツモアル其ノ卒業生ニシテ幹部候補
生トシテ軍隊ニ入營スルモノガ毎年百
名以上デ昨年度ニ於テモ百九名ニ上ツ
テ居ル其ノ全部ガ普通ノ兵トシテ服務
シテ居ルノデアツテ折角專門ノ知識技
能ヲ持チナガラ少シモ軍隊デ活用サレ
テ居ナイ歯科衛生設備ノ不完全ナ今日
甚ダツマラスコトデハナイカ何トカ是
等ノ歯科醫專業生ヲ專門家トシテ活
カシテ國家ニ御奉公ヲサセル工風ハナ
イカ其ノ中ニハ滿洲國ニ於テ普通ノ兵
トシテ服務シテ居ル者ガアル是等ハ殊
ニ大ニ考慮スル餘地ガアル專門學校卒
業迄中學カラ引續キ十箇年ノ學校敎練
ヲ經テ來テ居ルモノデアルカラ普通ノ
兵トシテ其ノ訓練ヲ加ヘズモ歯科衛
生ノ方面ニ從事セシムルコトガ國家ノ
爲利益スル所ガ非常ニ多イノデハナイ
カト思フ

四 陸海軍ニ歯科軍醫ヲ設置スルノ計畫
ナキカ

以上述ベタヤウニ陸海軍ハ歯科衛生上
ノ施設ガ極メテ不十分デアル軍隊ニハ

精神力ト共ニ體力ガ必要デアル體力ノ
根源ハ榮養デアツテ榮養ノ根源ハ咀嚼

デアル此ノ點カラモ何故歯科ニモツト
陸海軍ガ重キヲ置イテ考ヘナイノデア

ルカ私ニハ寧ロ不思議ニ思ヘルノデア
ル而シテ軍隊ニ於ケル歯科施設ヲヤツ
テ行クニハドウシテモ歯科軍醫ノ制度

ヲ設ケナケレバナラナイハ言フ迄モ
ナイノデアル第六十三回議會以來連年

本院ニ於テハ陸海齒科軍醫設置ノ請願ガ採擇サレ建議モ通過シテ居ルノデアルガ其ノ實現ノ模様ガナイ陸海軍ニ於テモ軍政調査ノ一項目トシテ此ノ問題ヲ採リ上ゲテ居ラレルヤウデアルガ現在如何ナル處マデ進ンデ居ルノデアルカ規律ト訓練ノ殊ニ尊バレル軍隊ニ於テ又階級ノヤカマシイ軍隊ニ於テ囑託制度ノ儘幾ラ人員ヲ増シテモ本當ノ成績ヲ得ルコトガ出來ナイドウシテモシツカリシタ制度ヲ設ケナケレバナラヌノデアル歐米各國ニ於テハ何レモ平時數百人ノ齒科軍醫ヲ置キ其ノ教育訓練ノ爲學校病院ヲ設立シ戰時ノ爲ニハ數千人ノ豫備齒科軍醫ガアル歐洲大戰ノ際出征部隊兵員五百人ニ付一人ノ齒科軍醫ヲ派遣シタト云フコトデアル有ニル點ニ於テ各國ニ優レタル我ガ陸海軍ハ此ノ設備ヲ今現ニ缺イデ居ル爲ニ將兵共ニ現ニ平時ニ於テモ齒牙疾患ニ惱シニ居ルノデアル之ハ制度ヲ新ニ作ルコトガ困難ナノカ其レトモ經費ガナイノデアルカ何レニシテモ其ノ必要ヲ認メテ之ヲ實現セントスル熱意サヘ有ルナラベ當局ノ決心ニ依テ今日ニモ直ぐ出來得ルコトデアル政府ハドウ考ヘラルルカ又齒科軍醫トシテ之ヲ實現スルコトヘ只今ノ所困難デアルノカ或ハ特種ナ文官トシタナラバ實現可能ナリトノ説モアルトノコトデアルガ其ノ邊ノコトニ付テ當局ノ御答ヲ願ヒ是非軍隊ニ於

ケル齒科衛生ノ充實ノ爲御盡力アランコトヲ希望スルノデアル

右及質問候也
昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議員杉山元治郎君提出帝國陸海軍ニ於ケル齒科衛生ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

(別紙)

衆議院議員杉山元治郎君提出帝國陸海軍ニ於ケル齒科衛生ニ關スル質問ニ對

スル答辯書

一 陸軍ニ於テハ囑託齒科醫ノ數、勤務日數及時間ハ患者數ニ應ジテ適當ニシ以テ齒科診療ニ遺憾ナカラシ且齒科衛生一般ニ關シテハ現施設ヲ以テ遺憾ナキヲ期シツツアリ

海軍ニ於テハ新兵入團ニ際シ特ニ齒牙ノ健康診斷ヲ行ヒ必要ナル治療ヲ施シ又艦船乘員ニ對シテハ其行動作業ノ關係上主タル齒科治療ハ可成母港在泊中

海軍病院ニテ之ヲ完了セシメ出動後ハ應急處置ニ止ムルヲ目途トシ各海軍病院、艦隊等ニ夫々必要ナル專任齒科醫士官ヲシテ齒科應急治療ニ差支ナキ様

教育シツツアリ、然レドモ近時人員ノ增加ニ伴ヒ囑託齒科醫ノ現狀ヲ以テシテハ幾分不足ヲ感ズルニ至レルヲ以テ

十二年度ニ於テハ若干其數ヲ増シ齒科衛生上遺憾ナキヲ期シツツアリ

ニ當リ 聖旨ヲ奉體シテ我ガ國體ノ本義ニ基キ肇國ノ理想ヲ顯現スルヲ以テ施政奉行ノ本ト爲スベキコトヲ宣明セリ

外科ノ専門家アリ且ツ前項ニ述ベタル如ク囑託齒科醫ノ増員ヲモ計畫シ各部密接ナル連絡ヲ執リ平時戰時ニ對スル調査研究ニ遺憾ナキヲ期シツツアリ

陸軍ニ於テハ概ね海軍ト同様ナルモ軍醫學校ニ於テ齒科ノ研究調査及教育ヲ實施シアリテ平時戰時ニ於ケル調査研究ニ遺憾ナキヲ期シツツアリ

謹シニ案ズルニ天業ヲ恢弘シ天下ヲ光宅トナシ六合ヲ兼ネテ都ヲ開キ八紘ヲ覆ウテ宇ト爲サムコトハ之レ我ガ肇國ノ大理想ニシテ萬世一系ノ我ガ皇室ガ 天皇ノ赤子トシテ愛撫セサセ給フ臣民ヲ率キ此ノ大理想ニ向ヒ進マセ給フコトハ之レ我

ガ皇祖皇宗以來ノ鞏固ナル傳統ニシテ我ガ尊嚴ナル國體ノ精華ナリ即チ我ガ皇室ノ御稟威ヲ世界ニ擴充シ皇恩ヲ六合ニ光被セシメ以テ世界ニ於ケル道德政治ノ完成ヲ期スルコトハ實ニ我ガ肇國ノ理想ヲ實現スル所以ノ道ナリト信ズ林内閣總理大臣ノ所謂肇國ノ理想トハ抑、之ヲ謂フモノナリヤ又ヒニ在ルモノアリヤ敢テ林内閣總理大臣ノ所見ヲ問フ

海軍ニ於テハ該當事項ナシ

四 陸海軍共ニ囑託齒科醫制度ノ改善ニ關シ目下研究中ナリ

右及答辯候也

昭和十二年三月三十日

海軍大臣 米内 光政

陸軍大臣 杉山 元

林内閣ノ政綱政策並文教上ノ諸問題ニ關スル質問主意書

林内閣ノ政綱政策並文教上ノ諸問題ニ關スル質問主意書

昭和十二年三月十一日

提出者 佐藤 興一

林内閣ノ政綱政策並文教上ノ諸問題ニ關スル質問主意書

一 我ガ肇國ノ理想ニ關スル件
林内閣總理大臣ハ組閣ノ大命ヲ奉ジテ能ク其ノ任ヲ全ウシ所謂清新摯實ナル内閣ヲ組織シタリ而シテ其ノ政綱ヲ發表スル

林内閣總理大臣ハ其ノ政綱ノ第一項トシテ國運進暢ノ源流ヲ深カラシムル爲國體觀念ヲ愈、明徴ニシテ敬神尊皇ノ大義ヲ益、闡明シ祭政一致ノ精神ヲ發揚セムコトヲ高調セリ我ガ國體ノ萬邦無比ナルコトハ何等言說ノ要ナシト雖モ之レガ觀念ヲ明徴ナラシメムニハ幾多具體的案件ナカ

ルベカラズ

近時政局ノ變異ニ際シ誠ニ憂慮スペキ事象

ナシトセズ大命降下ノ際ニ於ケル問題之

レナリ畏クモ一旦 陛下ノ親任ヲ辱ウシ

組閣ノ恩命ニ接セル者ハ必ズ謹ミテ之レ

ヲ拜受シ萬死以テ其ノ責ヲ果タスベク國

民ハ學ツテ之レガ支援ニ協力スペシ之レ我

ガ國體觀念ノ然ラシムル所ニシテ猥リニ

自ラ己レノ健康ヲ顧慮シテ拜辭スペキニ

非ズ又國民ハ舉ツテ之レヲ援助シテ組閣

ノ大任ヲ遂ゲシムルコトニ努ムベシ苟モ

組閣ノ大命ヲ拜シタル者ニシテ國民一部

ノ支援ヲ失ヒ爲ニ閣僚ヲ得ル能ハズ以テ

大命ヲ拜辭スルニ至ルガ如キハ之レ 陸

ノ聖明ヲ覆ヒ奉ルモノニシテ國體觀念

ト相容レザル所ナリ今之レヲ最近ノ事實

ニ微スルニ陸海軍大臣ヲ現役ノ大中將ニ

限ルト制限セル陸海軍官制ノ改正ハ正ニ

如上ノ結果ヲ將來セルモノニシテ遺憾限

リナシ

内閣總理大臣ハ速ニ陸海軍官制ヲ改正シ

陸海軍大臣ノ資格制限ヲ一層緩和セムト

スル意思アリヤ否ヤ

抑々 天皇ノ稱號竝ニ國號ノ尊重ハ愛國

心ヲ喚起スル一大原由ニシテ愛國心ノ涵

養ハ國體觀念ヲ一層明徴ニスル所以ナリ

然ルニ歷代ノ内閣ハ甚ダ之ヲ輕視シ之レ

ニ對シテ努力セル所鮮少ナルガ如シ
謹ンデ案ズルニ「大日本帝國 天皇」ノ御
尊稱ハ帝國憲法ニ於テ嚴然一定セラル
所ナルニ拘ラズ政府ハ條約文等ニ於テ此

ノ固有ノ御尊稱ニ代フルニ「アンペリュー
ル」、「エムペラー」等ノ語ヲ使用シツツ
アルハ恐懼ニ堪ヘザル所ナリ
我ガ大日本帝國ノ國號モ亦憲法ノ明示ス
ル所ニシテ國民ハ之レニ據リテ之レヲ稱
呼セザルベカラズ然ルニ之レヲ外ニシテハ
政府ハ條約文其ノ他ニ於テ自ラ外國ノ舊
慣ニ依ル「ジャボン」、「ジャパン」、「ヤー
パン」等ノ語ヲ使用シツツアリ又之レヲ
内ニシテハ「ニッポン」及ビ「ニホン」兩様
ノ稱呼竝ビ用ヒラレ國民ハ之ノ適從スル
所ニ惑フ斯ノ如キハ國體觀念ヲ明徴ニシ
國民精神ヲ作興スル所以ニ非ズ政府ハ宜
シク速ニ一層我ガ國號ヲ尊重シ其ノ稱呼
ヲ統一スルコトニ努力セザルベカラズ
外務大臣ハ外國トノ條約文等ニ於テ「ア
ンペリュー」、「エムペラー」、「ジャボ
ン」、「ジャパン」等ヲ使用スルコトヲ廢
シ其ノ固有ノ御尊稱竝ニ稱號ヲ使用セム
トスル意思ナキヤ又外務大臣ハ商工省ノ
努力ニ依リ「メード、イン、ニッポン」ノ
標識ヲ附シテ輸出セラレタル商品ガ陸揚
ゲヲ拒マルルガ如キ失態ナキヤウ通商條
約及ビ其ノ附屬ノ規定ヲ改正セムトスル
意思ナキヤ

我ガ國ヲ稱呼セシムルニ「ニッポン」ヲ
テセリ文部大臣ハ小學校以上ノ各種學校
竝ニ其ノ他ノ教育機關ヲシテ之レヲ勵行
セシメムトスル意思ナキヤ
陸軍大臣及ビ海軍大臣ハ全國ノ壯丁、現
役軍人竝ニ在郷軍人ヲシテ一定セル國號
ノ稱呼ニ據ラシメムトスル意思ナキヤ
大藏大臣竝ニ商工大臣ハ其ノ監督ノ下ニ
アル銀行會社等ノ中其ノ名稱ニ「大日本」
「日本」等ヲ冠スルモノニ對シ之レヲ「ニッ
ポン」ト稱呼スペク統一セムトスル意思
ナキヤ
更ニ内閣總理大臣ハ我ガ大日本帝國 天
皇ノ御尊稱、國號竝ニ帝國ノ理想トスル
大使命ニ關シ大ニ内外ニ宣布セムトスル
意思ナキヤ
凡ソ國體觀念ヲ明徴ナラシメムトスル方
策種々アルベシト雖モ先づ國史、國語等
ヲ尊重シ我ガ國固有ノ良風美俗ヲ保存助
長スルコト等ニ其ノ指ヲ屈セザルベカラ
ズ然ルニ歐米文明模倣時代ノ餘弊ヨリ脱
却スル能ハズ故ニ我ガ國ノ古史ニ荒唐
無稽ノ說ヲ加へ我ガ神聖ナル國史ヲ汚サ
ムトスルガ如キハ政府ノ嚴ニ戒メザルベ
カラザル所ニシテ國語ノ尊重モ亦大ニ忽
ニスベカラズ而シテ文部省臨時國語調査
會ニ於テ決議セル國語假名遣改定案ハ我
ガ國語ノ有スル特色タル韻詞ノ活用ヲ度
ムルト共ニ大日本女子聯合青年團ニ對ス
ル補助金モ亦之レニ準ジテ増額スペク特
ニ青年及ビ青年團ノ使命ノ益重大ナルニ
鑑ミ青年教育振興ヲ以テ重要國策ノ一ニ
加ヘ且ツ之レニ關スル調查機關ヲ設置ス
ル必要アリト信ズ此レ等ノ點ニ關スル内
閣總理大臣、海軍大臣及ビ農林大臣、陸軍
大臣、文部大臣、大藏大臣、關稅司等ノ設置
名法ノ如キモ區々ニシテ一定ノ法則ナシ
文部大臣ハ國語記載ノ方法ヲ統制スル必
要ヲ認メザルヤ

國民ノ衣食住ニ歐風ノ加味セラルハ敢
テ之レヲ排スルノ必要ナカルベキモ故ラ
ニ我ガ國固有ノ衣食住ヲ賤ムノ風尚ハ國
民精神作興ノ爲遺憾ノ點ナシトセズ政府
ハ我ガ國古來ノ式服タル紋服、紋附羽織、
袴ヲ以テ通常禮服ノ一種トナスノ要ヲ認
メザルヤ
三 青年教育振興ニ關スル件
國運進暢ノ源流ハ教育ヲ尊重スルニアリ
特ニ國家永遠ノ將來ヲ思念スル時青年教
育ノ片時モ忽諸ニ附スベカラザルヲ痛感
スルモノナリ國家ハ官立大學ニ於ケル青
年教育ノ爲年額一人數百圓ヲ費スニ比シ
上級學校ニ入學スル途ナキ都市及ビ農村
青年ノ教養ニ對シテハ男子青年團ノミニ
就イテ見ルモ其ノ費ス所極メテ僅少ニシ
テ大日本聯合青年團ヘノ補助年額ハ三萬
圓ニ過ギズ政府ハ青年教育振興ノ爲此ノ
補助金ヲ増額シテ數十萬圓程度ニ至ラシ
ムルト共ニ大日本女子聯合青年團ニ對ス
ル補助金モ亦之レニ準ジテ増額スペク特
ニ青年及ビ青年團ノ使命ノ益重大ナルニ
鑑ミ青年教育振興ヲ以テ重要國策ノ一ニ
加ヘ且ツ之レニ關スル調查機關ヲ設置ス
ル必要アリト信ズ此レ等ノ點ニ關スル内
閣總理大臣、海軍大臣及ビ農林大臣、陸軍
大臣、文部大臣、大藏大臣、關稅司等ノ設置
抑敬神尊 皇ノ大義ヲ開明シ祭政一致ノ
精神ノ發揚セムトスルハ林内閣ガ掲ゲタル

ル特異ノ政綱ナリ而シテ敬神尊、皇ノ大義
ハ國民一般ノ體得セザルベカラザル所之
レニ違背スルヲ以テ非國民トナス祭政一致
ノ政治亦必ズシモ上代ト現今ト同一ナラ
ズト雖モ祭事ノ重ンズベキヘ我國ノ特
色ニシテ益、之レガ精神ノ擴充ヲ計リテ始
メテ我國體觀念ヲ明微ナラシムベシ之
レ神祇ニ關スル特別政廳ヲ要スル所以ニ
シテ而モ此ノ政廳タル我國神祇ノ特異
性ニ鑑ミ之レヲシテ他ノ官廳ノ下位ニ立
タシムベキモノニ非ズ最高位ニ特立シ以
テ其ノ神聖ヲ保持スルノ要アリ内閣總理
大臣ハ神祇ニ關スル此ノ種ノ特別政廳ヲ
設置スルノ急務ナルコトヲ痛感セラレザ
ルヤ

五 學生ノ精神訓育ニ關スル件

近時各種ノ犯罪中所謂智能犯ト稱シ學識
經驗ヲ有スルモノニシテ已レガ有スル此
レ等ヲ惡用シテ犯行ヲ爲ス者極メテ多ク
又最高ノ學府ヲ出デタル者又ハ在學中ノ
者ニシテ其ノ中庸ヲ失ヒ左右兩翼ニ趨ル
者亦尠カラザルヲ見聞シ國家教學ノ爲寒
心ニ堪ヘザルモノアリ
惟フニ學校ニ於テ施ス所ノ精神訓練ハ小
學教育ニ於テ最モ多ク留意セラルニ拘
ラズ上級ノ學校ニ進ムニ從ヒ漸々弛緩ヲ
來タシ僅ニ教練科ニ於テ多少ノ精神訓育
ヲ施スニ過ギズ是レ如上ノ結果ヲ將來セ
ル原因ニアラザルナキカ

大學等ニ於テ之レヲ實施セル例甚ダ稀ナ
リ然ルニ今年紀元節ニ際シ東京帝國大學
ニ於テハ長與總長以下教職員、學生全部安
田講堂ニ參集シ一同國歌ヲ奉唱シ教育勅
語ノ捧讀等アリシト云フ斯ノ如キハ學生
生徒ノ精神訓育上其ノ效果ノ極メテ大ナ
メ以テ學生生徒ノ訓育ニ資セムトスルノ
意圖アリヤ否ヤ
右及質問候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長 富田 幸次郎殿

〔別紙〕
衆議院議員佐藤與一君提出林内閣ノ政
綱政策並文教上ノ諸問題ニ關スル質問ニ對
シ別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員佐藤與一君提出林内閣ノ政
綱政策並文教上ノ諸問題ニ關スル質問ニ對
シ別紙答辯書差進候

一、我ガ肇國ノ理想ニ關スル件

我ガ肇國ノ理想ニ付テハ大體同感ナリ
二、國運進暢ノ源流ニ關スル件
一、陸海軍官制ノ改正ヲ奏請シ、陸海軍
大臣ノ資格制限ヲ緩和セムトスルノ意
思ハ、之ヲ有セズ

四大節ノ祝賀式、卒業式等ニ於テ國歌ヲ
奉唱シ勅語ヲ捧讀スルハ小學校、中等諸

學校、高等學校等ニ止マリ高等專門學校、

「ジャボン」、又ハ「ジャパン」等ヲ、夫
夫ノ外國語ニ於テ使用スルコトハ、外
國語文トシテハ、事實已ムヲ得サルモ
ノト思料セラルモ慎重考慮中ナリ

一、教科書用圖書ニ於テハ既ニ國語ノ記
載法ハ之ヲ一定シテ居レリ、即チ普通
ノ國語ハ、勿論縱書トスレドモ、外國
語或ハ數式、數字等ヲ多ク記載スル圖

書ニ在リテハ、左横書トシ、尚是等ノ
拒マルガ如キコト無キ様、通商條約
及其ノ附屬ノ規定ヲ改正スルコトハ、
シテ輸出セラレタル商品ガ、陸揚ゲヲ
目下ノ處、早急ニハ實現不可能ト思料
セラル

一、國號ノ稱呼ヲ統一シテ小學校以上ノ
各種學校並ニ其ノ他ノ教育機關ヲシ
テ、之ヲ厲行セシムルコトニ付テハ、
考慮ヲ要スルモノアリト思料セラル

一、全國ノ壯丁、現役軍人、並ニ在鄉軍
人ヲシテ、一定セル國號ノ稱呼ニ據テ
シムルコトニ付テハ、考慮ヲ要スルモノ
ノト認ム

一、紋服、紋附羽織、袴ヲ以テ通常禮服
ノ一種ト爲ス事ニ付テハ、慎重考慮ヲ
要スベキモノト思料セラル

一、青年教育振興ニ關スル件
三、青年教育振興ニ關スル件
刻下、我ガ國內外ノ情勢ハ、青年教育ヲ
シテ一層振興セシムルノ要切ナルモノア
リ、政府ハ之ガ爲、其ノ方策ニ關シ考究
中ナルモ、特ニ調査機關ヲ新設スベキヤ
否ヤニ付テハ、今後篤ト考究セントス、
大日本聯合青年團、大日本女子青年團ノ
使命ノ重大ナル點ニ付テハ同感ナルガ、
是等ニ對スル補助金ニ關シテハ、將來財
政上ノ關係ヲ考慮シテ慎重考究スヘシ

一、曩ニ、臨時國語調査會ニ於テ決議セ
ル國語假名遣改定案ハ、昭和六年ニ修
正ヲ加ヘ、昭和九年國語審議會組織セ
ラルニ及ビ、更ニ該會ニ於テ再審議

一、我方國ト外國トノ條約ノ外國語文ニ
於テ、「アンペリュール」「エムペラー」
スル件
神祇ニ關スル特別政廳ノ設置ニ關シテ
ハ、慎重考慮ヲ要スベキモノト思料セラ

中ナリ

五、學生ノ精神訓育ニ關スル件

一月一日、紀元節、天長節、明治節等ノ式典ニ際シ諸學校ニ於テ、國歌ヲ奉唱シ、勅語ヲ捧讀スルコトハ精神訓育上極メテ重要ナルコトナルヲ以テ、小學校中等諸學校高等學校ニ於テノミナラズ、高等專門學校大學等ニ於テモ概々實施シツツアル所ナルガ、今後一層學生生徒ノ訓育上留意シ遺憾ナキヲ期セントス

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

農林大臣 山崎達之輔

海軍大臣 杉山 元

商工大臣 佐藤 尚武

大藏大臣 卓雄

陸軍大臣 伍堂

外務大臣 林 銑十郎

農林大臣 結城豊太郎

海軍大臣 米内 光政

商工大臣 佐藤 尚武

大藏大臣 伍堂

陸軍大臣 杉山 元

外務大臣 佐藤 尚武

農林大臣 伍堂

海軍大臣 佐藤 尚武

商工大臣 佐藤 尚武

大藏大臣 伍堂

陸軍大臣 佐藤 尚武

市生活上最モ重要デアリ生命財産迄モ脅カサレル火災ニ對スル民間ノ家屋ノ復興ガ遲々トシテ進捗シナイノハ一面民間ノ經濟力ノ薄弱性ヲ物語ルモノデアルガ反面ニ政府ノ對策モ機宜ヲ得ザルモノガアルノデハナカラウカ

木造建築ノ日本デハ年々多大ノ生命ヤ財産ヲ火災ノ爲失ツテキル火災ノ爲ノ死傷者ハ一年間ニ三四千人ニ達シ建築物ノ焼失額ハ毎年實ニ五千萬圓ヲ超過シテキル之ニ家具調度ノ損害、營業ニ關スル損害等ヲ加算スルト實際ノ損害額ハ此ノ數倍ニ達スルデアラウ

此ノ火災ニ對スル防備ノ第一ハ焼ケヌ家「鐵筋コンクリートノ家」ヲ造ルコトデアノ達スルデアラウ

大正十三年政府ハ東京横濱兩市ノ中権ニ防火地區ヲ制定シ其ノ地區内ノ建築ニ一定ノ規格ヲ定メルト共ニ「バラツク」建築ノ除却期限ヲ定メタノデアルガ之モ延期ニ延期ヲ重ネテキル有様デアル

現在東京ノ防火地區ノ坪數ハ百五十八萬六千坪デ其ノ中防火構造ノ本建築ハ現在大體千五六百棟ニ過ギズ殘リノ二萬五千

帝都防火建築ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年三月十三日

提出者 深澤豊太郎

帝都防火建築ニ關スル質問主意書

大正十二年九月ノ大震災ハ死傷者十五萬七千人、損害額五十五億圓ニ達シ其ノ慘憺タル光景ハ今尙吾人ノ記憶ニ血腥イ暗影ヲ投ジテキル

其ノ後十三年ヲ經過シタル今日道路ヤ橋梁ハ殆んど完全ニ復興シタノデアルガ都

火災ノ防備ノミナラズ防空上ノ見地カラシテモ今後防火建築ノ完成ハ緊急事デアガ出來テキルカ

ル又近ヅク「オリムピック」ノ爲ニモ不體裁ナ「バラツク」ヲ一日モ早ク取除キタイリ五十圓ノ補助金ヲ交付シテキルガ現在坪ノ防火地區ガ完成サレルトハ思ヘレナ残ツテキル六百萬圓ノ補助金デ百五十萬坪ノ防火地區ガ完成サレルトハ思ヘレナイ之デハ昭和十三年八月ト定メタ「バラツク」除却期限モ遂ニ空文ニ終ル結果トナリハセヌカ政府ノ之ニ對スル所見ヲ求ム

思フニ耐火建築ノ不振ハ前述ノ如ク民間ノ經濟力ノ薄弱ナルコトニ基因スルノデアルガ政府デハ民間ニ對シ建築資金融通ノ途ヲ開ク爲ニ六千萬圓ヲ限度トシテ東京横濱兩市ニ預金部低利資金ヲ貸付ケ兩

市ハ此ノ資金ヲ以テ當時財界ノ有力者十數名ノ發起ニ依テ設立サレタル復興建築助成株式會社ニ建築助成ノ事業ヲ委託シタノデアル而シテ兩市ハ此ノ會社ニ對シ

テ無條件ニ年八分ノ配當ト損失全額ノ補給トヲ保證シタノデアル此ノ重大ナル公共的事業ヲ一營利機關ニ委ネタノガ抑、復興建築失敗ノ第一歩デアツク

現在復興建築助成會社カラ資金ヲ借入レテ建造シタ耐火建築ハ約七百棟アルガ其ノ實情ヲ見ルニ殆ンド全部ガ資金ノ償還ニ苦シミ金利スマモ支拂ヘナイモノガ半數以上アリ建物ヲ競賣サレタモノガ一割

テキル之ヲ此ノ儘ニ放置スレバ將來數千萬圓ノ損失ガ兩市民ノ負擔ニナルノデア

ル

帝都復興ノ重大事業ヲ一營利會社ニ委託シ助成ノ美名ニ隠レテ市民ノ膏血ヲ絞リ三十年間八分配當ヲ繼續シ而モ兩市ガ之ヲ保證セルガ如キハ天下無類ノ會社デアル此ノ會社コソハ市民ノ犠牲ニ於テ財閥スルニ此ノ會社ハ年八分ノ株主配當ト放慢ナル營業費ヲ支出スル爲ニ貸付金ニ對スルニ此ノ會社ハ年八分ノ株主配當ト放

ノ私腹ヲ肥ス外ノ何物デモナク帝都ノ復興ヲ阻害スル一大瘤腫デアル監督官廳ト

シテ政府ハ之ニ對シテ如何ナル措置ヲ講ジラレツツアリヤ

最近ニ至リ該會社ヲ解散セシメテ本事業ヲ市ノ直營ニ移管スペシトノ論ガ各方面ニ起リツツアリト聞クガ最モ妥當ナル方策ナリト信ズ

斯クシテ既建築者ノ負擔ヲ輕減シ其ノ經濟更生ヲ企圖スルト共ニ將來建築セントスル者ニ對シテモ成ルベク長期低利資金ノ融通ヲ爲シ政府補助金ノ如キモ現在ノ倍額位ニ増額スレバ漸次復興建築ノ完成ヲ期待シ得ルモノト信ズ此ノ點ニ關シ政府ノ所見如何

即チ

- 一、防火地區内ノ建築ニ關スル件
- 一、防火地區内建築助成ニ關スル件
- 一、復興建築會社ニ關スル件

右及質問候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿
衆議院議員深澤豊太郎君提出帝都防火建築ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員深澤豊太郎君提出帝都防火建築ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、防火地區ノ制度ガ都市ノ防火防空上極メ緊要ナル施設ニシテ地區内耐火建築ノ完成ノ急務ナルハ夙ニ痛感スル所ナリ、此ノ故ニ東京及横濱兩市ニ於

ケル大正十二年九月ノ震災ニ依リ火災ニ罹リタル區域内ノ防火地區ニ於テハ

大正十三年度以降昭和十三年度迄防火地區建築補助金ヲ交付シテ助成ヲ圖ルト共ニ他面假設建築物ノ除却期限ヲ定メテ耐火建築ノ促進ニ努メツツアル處ナルモ右除却期限ハ昭和十三年八月到来スルヲ以テ一層右ノ促進ニ對シ努力致度

一、東京横濱兩市ニ於ケル防火地區内ニ於テハ前項ノ如ク耐火建築ノ助成ヲ圖リツツアルモ耐火建築ノ促進ハ諸般ノ事情特ニ市民ノ經濟力ノ如何ニ左右セラルル處少カラズ、從來所期ニ副ハザルノ憾アリシモ近時幾分經濟界ノ活況ヲ呈シタルニ鑑ミ今後一段ノ努力ヲ拂フト共ニ將來一層之方助成ヲ圖ルベキヤ等ニ關シテハ國家財政ノ都合等ニ照シ考究致度

一、復興建築助成株式會社ノ事業成績ニ關シテハ其ノ事業ノ緊要性ト市民負擔ニ及ボス影響ノ重要性トニ鑑ミ之方對策ニ關シテハ慎重考究ヲ遂げ遺憾ナキヲ期セムトス

右及答辯候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿
衆議院議員深澤豊太郎君提出帝都防火建築ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

對滿對支政策ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年三月三十日

提出者 中村 嘉壽

對滿對支政策ニ關スル質問主意書

對支問題ノ重要ナルハ今更贅言ヲ要セス然ルニ近時支那ニ於テ中央地方ヲ通シ抗日氣分ノ益、濃厚ナル今日ヨリ甚シキハナシ我國ト古來ヨリ深密ナル關係ヲ有シ同種同文ノ隣邦國タル支那ニシテ斯ノキ狀態ニアルハ日支兩國ノ爲將又東洋平和ノ爲眞ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ

更ニ他方滿洲人中ニモ未タ十分日本ニ理解ヲ有セサルノミナラス甚シキハ親露、親支主義ヲ唱フル者サヘアルハ斷シテ輕視スル能ハサルモノアリ茲ニ於テ何等力ノ對策ヲ講シ有效適切ノ舉ニ出ツルヲ要スヘシト信ス

惟フニ天下ヲ治ムルハ德ヲ以テ第一トスヘク德治ナキ政事ニハ信ナク信ナキ政事ハ民ノ心服ナシ我國ハ東洋ノ安定勢力トシテ又盟主トシテ東亞ノ運命ヲ雙肩ニ荷フ立場ニアルヲ以テ德ヲ以テ滿支ニ臨ミ信ヲ以テ彼等ヨリ信賴ヲ受クル用意ナルヘカラス又賞罰ヲ明ニシテニ報ニ徳ヲ以テシ報本反始ノ古道徳ヲ實踐スルコトハ政事ニ缺クヘカラサル信條ナリト信ス故ニ一身同體タル満人ニ對シ此ノ道ヲ行ハムカ満人悉ク我ニ信賴ヲ寄セ滿人ノ信賴生スレハ亦以テ支那ノ信賴ヲ博スルニ足ラム満人ニ對シテハ親日的有爲

人材ハ之ヲ優遇シ又反日人士ニ對シテハ之ヲ理解ヲ深ムルニ努メサルヘカラス

然ルニ往々ニシテ事此ニ出テサルモノア

ルハ最遺憾トセサルヲ得ス一例ヲ舉クレ

右及答辯候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿
衆議院議員中村嘉壽君提出對滿對支政策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員中村嘉壽君提出對滿對支政

策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

趣旨ニ於テ全ク同感ニテ政府ニ於テモ右方針ニテ善處シ居レリ又滿洲國ハ王道政治ヲ以テ建國ノ大本トセル國ナルカ故ニ

徳ヲ以テ施政ノ根本方針ト爲スハ當然ノ

コトニシテ人材ノ拔擢ノ如キモ常ニ公平

無私適材ヲ適所ニ置クハ勿論ナリ又日滿

不可分ノ關係ハ曩ニ滿洲國皇帝陛下カ煥

發セラレタル回鑾訓民ノ詔書ニモ明カニ

シテ日滿兩國ハ一德一心ノ國ナルヲ以テ

滿洲國當局ニ於テモ克ク此ノ日滿關係ニ

徹底シタル建國ノ功勞者ヲ重用スルハ當

然ナリト信ス

右及答辯候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

外務大臣 佐藤 尚武

機船底曳網ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年三月十五日

北 岭吉

外 三名

機船底曳網ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

農林當局ハ昭和十二年度ニ機船底曳網轉

業整理ノ法案ヲ樹テタリト聞キ沿岸漁民

ハ漸ク多年ノ愁眉ヲ開キ同案ノ議會通過

ノ一日モ早カラムコトヲ熱望シツツアル

時ニ當リ突如トシテ底曳網漁業者ハ農林

ヲ蔽フカ如キモノアリ之カ對策ヲ講スル

ニ官民一致大ニ努力シ近來陸上ノ產業ハ

稍々恢興ノ曙光ヲ認メツツアリト雖獨リ漁

村ニ於テハ未タ何等ノ生産ヲ見ス其ノ由

テ來ル所ハ實ニ生產漁場ノ荒廢ニ基因ス

ルモノト謂ハサルヘカラス而シテ農村ハ

米ノ豐作ニ依リ山村ハ生產物資ノ人爲的

工作ニ依テ各其ノ窮地ヨリ脱スルコト比

較的容易ナルモ漁村ハ上記ノ諸條件以外

更ニ漁場ノ復興ト云フ特殊事情ニ支配セ

ラルル爲幾多ノ陸上產業ニ比シ更生ニ遲

輓近科學的漁法ノ進歩ニ伴ヒ沿岸漁民ハ

亂獲ノ弊ヲ知リ酷漁ノ結果ヲ覺リ稚魚ヲ

愛シ幼貝ヲ保護シ各、自省的共同施設ニ依

リテ漸次沿岸漁場ノ復興ヲ計リ更ニ統制

アル組織ノ下ニ生產消費ノ調節其ノ他漁

村更生ノ根本工作トシテ漁業協同組合ノ

設立ニ力メ以テ往時ノ盛況再現ニ縣命ノ

努力ヲ爲シツツアル時ニ際シ此ノ大衆漁

民ノ幸福ヲ無視セル機船底曳網業者ハ永

遠ノ大計ニ何等顧慮スルコトナク常ニ禁

止區域内ニ於テ公然犯則行爲ヲ敢テシテ

憚ラヌ折角漁民カ築カムトスル復興計畫

ヲ平然トシテ日毎ニ破壊シツツアリ斯ノ

如キ弊害ヲ根本的ニ除去スル方法トシテ

農林當局ハ昭和十二年度ニ機船底曳網轉

業整理ノ法案ヲ樹テタリト聞キ沿岸漁民

ハ漸ク多年ノ愁眉ヲ開キ同案ノ議會通過

ノ一日モ早カラムコトヲ熱望シツツアル

時ニ當リ突如トシテ底曳網漁業者ハ農林

ヲ蔽フカ如キモノアリ之カ對策ヲ講スル

ニ官民一致大ニ努力シ近來陸上ノ產業ハ

稍々恢興ノ曙光ヲ認メツツアリト雖獨リ漁

村ニ於テハ未タ何等ノ生産ヲ見ス其ノ由

テ來ル所ハ實ニ生產漁場ノ荒廢ニ基因ス

ルモノナリ殊ニ新潟縣ノ機船底曳網業者

ハ窮餘ノ策トシテ北蒲原郡冲合佐渡北東

ヨリ粟生島西南ニ瓦ル海區ニ限リ其ノ操

業ヲ認メラレタキ旨ノ請願書ヲ呈出シ併

テ野望達成ノ猛運動ヲ爲シツツアルヤニ

仄聞セリ

該海區ハ遠ク信濃川ノ流末ニ當リ常ニ淡

鹹水交流スル天惠的漁場ニシテ附近沿岸

漁民ハ勿論西蒲原、三島郡沿岸漁民ノ延

繩漁業者ニトリテ主要且無限ノ價值アル

漁場ナリ從テ近來小型動力附漁船ノ發達

ヲ見ルヤ益之ヲ有效ニ利用シテ漁獲ニ從

事シツツアル所ナルニ若シ本漁場ニ機船

底曳網ノ操業ヲ許スカ如キトアラムカ

斯政府ハ此ノ際是非共機船底曳網漁業整

理法案ノ通過ヲ圖リ以テ沿岸漁場ヲ復興

シ頻死ノ狀態ニ在ル沿岸漁民ト漁村トヲ

救濟スル爲新潟縣沖合ニ於ケル機船底曳

網ノ操業ヲ絕對ニ禁止スヘキモノト思惟

スルカ之ニ對シ政府ハ如何ナル對策ヲ得

スルヤ

右及質問候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議員北嶺吉君外三君提出機船底

曳網ニ關スル質問ニ對スル答辯書

今般農林省ニ於テ計畫中ナル機船底曳網

ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員北嶺吉君外三君提出機船底

曳網ニ關スル質問ニ對スル答辯書

今般農林省ニ於テ計畫中ナル機船底曳網

漁業整理案ハ沿岸漁場ヲ荒廢セシメ又ハ

沿岸漁場ノ漁利ヲ壟斷スル等多數ノ中小

漁業者ト利害相容レサルカ如キ機船底曳

網漁業ヲ整理シ沿岸漁業者ニ對シ直接又

ハ間接ニ何等ノ影響ヲ與ヘス漁業資源ノ

維持竝ニ増進ニ關シ支障ナキカ如キ機船

底曳網漁業ハ整理セムトスルモノナリヤ

而シテ新潟縣沖合ニ操業スル機船底曳網

漁業カ前記ノ何レニ該當スルモノナリヤ

ニ付テハ目下慎重調査中ナリ

右及答辯候也

昭和十二年三月三十日

農林大臣 山崎達之輔

國有鐵道赤穗線敷設ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年三月十八日

提出者 江藤源九郎

國有鐵道赤穗線敷設ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

正法律案委員會ニ於テ議員ノ質問ニ對シ前、現兩鐵道大臣ハ「線路ノ選定ハ未定ナリ國有鐵道ノ本義ニ則リ時代ニ適應スル適正ナル線路ヲ決定スヘシ」トノ旨答へタリ然ルニ第七十回帝國議會豫算委員分科會ニ於テハ鐵道事務當局カ「事務當局トシテハ最初ヨリ線路ハ決定セリ由來事務當局ノ決定セル案ニ對シテハ責任者(大臣)ニテ彼此云ヒシ例皆無」ナルカ如ク答辯セリ是レ實ニ大臣ト事務當局トノ間ニ於ケル答辯ノ矛盾ニシテ國務大臣ノ議會ニ於ケル言明ハ無責任、無誠意ノ甚シキモノナリト斷定セサルヲ得ス真ニ一大怪事ナルト共ニ議會政治上ノ重大問題ナリト思惟ス政府ノ所見奈何

二 鐵道事務當局カ議會ニ於テ線路ノ選定ニ付事務當局ノ決定セル案ニ對シ主管大臣カ彼此云ヒシ例ナシト言明セルトヲ短縮スル改良線ニシテ併セテ地方產業ノ開發ヲ計ル」モノナルヲ以テ其ノ線路ハ最短距離ヲ直通シテ土地平坦ナル地方ヲ通スル工事容易ナル線路ヲ選定スヘキカ當然ニシテ殊更ニ一小鄙都ヲ目標トスルカ爲ニ線路ヲシテ三角形ノ二邊ヲ迂回セシメテ距離ヲ延長シ現在線路ノ急勾配ヲ避クルカ爲ノ新線敷設ニ急「カーブ」線ヲ取入れ且又工事至難ニシテ多額ノ建設費ヲ要スル線路ヲ採リ而モ亦之ヲ直通線ニ比スレハ距離タリトノ批難ヲ受ケ又最近ノ鐵道疑獄ニ因縁アリトノ風評ヲ受ケ居レル所謂曰ク附ノ敷設線ナリ然ルニ此等ノ事件發生當時ヨリ在任シツタル事務當局カ斯ル上司ヲ無視シ事實ヲ誣ヒ或ハ國家ノ方針ヲ勝手ニ變更スルカ如キ發言ヲ敢テスルハ世間ノ疑惑ヲ深カラシメ官紀ノ紊亂ヲ憂ヘシムルノミナラス現ニ鐵道疑獄事件ノ進行中突如前議會於ケル當局ノ言明ヲ裏切ルカ如キ言

三 赤穂線ノ線路ハ直通線ト迂回線トノ理由ヨリスレハ第六十九回帝國議會ノ鐵道敷設法中改正法律案委員會ニ於テ鐵道當局カラ言明セル如ク「距離ト時間トヲ短縮スル改良線ニシテ併セテ地方產業ノ開發ヲ計ル」モノナルヲ以テ其ノ赤穂線敷設理由ノ如キハ全然解消セラルコトカ收入最大ナリトノ結論ニ達シ敢テ所見ヲ質ス

四 鐵道省當局ノ言明ニ依レハ赤穂線ヲシテ西大寺町ヲ迂回經由セシムレハ直通線ニ比シ年額二十萬圓ノ增收ナリト云フ思フニ之レ長距離ノ算出スル旅客賃金、貨物運賃ノ増加ヲ見積ルカ爲ニシテ斯ル採算ヲ以テスレハ寧ロ新線ヲ敷設セス長距離ナル現在線ノ運轉ニ依ル自繩自縛論ニ陷ルヘシ殊ニ右收益計算中ニハ附近各町村產果物其ノ他ノ農產物ノ西大寺町集散運賃ヲ見積リ居レトモ該產物ハ西大寺港ヨリ舟運ニ依リ大阪其ノ他ノ各仕向地ニ發送セラレ假令西大寺町經由ノ鐵道ノ敷設ヲ見ルモ舟運ニ比シ鐵道ハ運賃三倍ヲ要スルヲ以テ到底此等果物ヲ鐵道ニ託送セシムルコトハ至難ナリト思惟ス鐵道當局ノ二十萬圓增收計算ノ根據奈何

五 赤穂線ヲシテ西大寺町ニ迂回セシムヘシトヘ西大寺町ノ希望ニシテ又直通線タラシムヘシトヘ地方八箇村ノ希望ナリ而シテ迂回線ノ敷設ヲ見ムカ可知知、芳野ノ二村ハ單ナル線路通過地トナリ徒ニ田畠ヲ收用サルヘク往年ノ水害善後處置工事ノ爲田畠ノ收用セラレタル相俟テ全村失業離散ノ悲慘事ヲ現出スルカ故ヲ以テ迂回線敷設ニ極力反對シツツアリ思フニ西大寺町ニ對シテ西大寺町經由トナレルモ實測ニ際シ猶其ノ是非ヲ再検討ヲナスベシ、而シテ當局ノモノハ「議會提出當時ノ線路ハ對シテハ大臣ニテ彼是云ヒシ例無カル如ク答辯セリ」ト質問書ニアルモ事務局ノモノハ「議會提出當時ノ線路ハ西大寺町經由トナレルモ實測ニ際シ猶其ノ是非ヲ再検討ヲナスベシ、而シテ從來大臣ヨリ技術上非ナルコトヲ強ヒラレタルコト無シ」トノ意味ニシテ兩者答辯ノ間ニ矛盾ナシ

六 一項ニ述べタル如ク兩者ノ答辯ニ矛盾無ク事務當局ガ上司ヲ無視シ事實ヲ

鐵道ノ敷設計畫ハ政治ノ大眼目ニ反スル時代錯誤ノ甚シキモノニ非スヤ政府ノ所見奈何

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿

衆議院議員江藤源九郎君提出國有鐵道赤穂線敷設ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員江藤源九郎君提出國有鐵道赤穂線敷設ニ關スル質問ニ對スル答辯書

書

一、赤穂線敷設ニ際シ西大寺町ヲ經由スルヤ否ヤノ問題ニ對シ、前現大臣共「線路ノ選定ハ未定ナリ今後適正ナル線路ヲ決定スベシ」ト答ヘタリ、又今議會ニ於テ事務當局ハ「最初ヨリ線路ハ決定セリ、由來事務當局ノ決定セル案ニ對シテハ大臣ニテ彼是云ヒシ例無カル如ク答辯セリ」ト質問書ニアルモ事務當局ノモノハ「議會提出當時ノ線路ハ西大寺町經由トナレルモ實測ニ際シ猶其ノ是非ヲ再検討ヲナスベシ、而シテ從來大臣ヨリ技術上非ナルコトヲ強ヒラレタルコト無シ」トノ意味ニシテ兩者答辯ノ間ニ矛盾ナシ

誣ヒタルコト無シ

三、赤穂線ハ地方開發ヲ主要目的トシ山陽本線ノ補助線トルハ從ノ目的ナレバコノ主旨ニ從ヒ目下線路調査中ナリ、尙陸海軍トシテモ本件ニ關シテハ何等異論ナシ

四、西大寺町經由線ハ經由セザルモノニ比シ其ノ勢力範圍内ニ於ケル人口、物資共ニ多ク從ツテ收入ノ增加ヲ來ス、又後者ハ前者ヨリ多少距離短ク特定賃金設定ノ關係上既成線ニ及ボス收入ノ減少ヲ來ス

以上二ツノ理由ニヨリ收入ニ於テ多額ノ差アリ

五、西大寺町經由線ト經由セザル線トニ對スル兩關係地方民ノ希望ヲ考慮ニ入レ目下線路調査中ナリ

昭和十二年三月三十日

陸軍大臣 杉山 元
海軍大臣 米内 光政
鐵道大臣 伍堂 卓雄

尾去澤鑛山中ノ澤鑛津沈澱池ダム決潰ニ關スル再質問主意書

右成規ニ據リ提出候也
昭和十二年三月十九日

提出者 川俣 清音
外一名

尾去澤鑛山中ノ澤鑛津沈澱池ダム決潰ニ關スル再質問主意書
本員等ガ曩ニ二回ニ互リ表記問題ニ關ス

ル質問主意書ヲ提出シタルニ對シ政府當局ハ逐一答辯書ヲ寄セラレ其ノ意ノ在ル

所ヲ示サレルト共ニ三菱鑛業會社ニ對シ鑛業法違反其ノ他ノ廉ヲ以テ告發サレ又

廣ク天下ニ聲明サレル等關係地方民ノ疑惑一掃ニ努メラレツタルハ本員等ノ諒

ト答へ更ニ

トスル所ナルモ更ニ其ノ責任ノ所在ヲ糾明シ飽マデ其ノ原因ヲ探求シ再ビ斯ル慘禍ヲ繰返サザルヤウ根本對策ヲ講ゼントスル素志ノ下ニ再度左ノ諸項ニ付政府ノ答辯ヲ煩ハサントスルモノデアル

一 決潰ノ原因ニ關スル件

本員ハ嚮ニ三菱鑛業株式會社ノ事業成績ノ差アリ

ト本邦鑛業ノ趨勢トヲ擧ゲテ沈澱池堤防決潰ガ決シテ偶然ノコトニ非ズ其ノ原因ハ

レ目下線路調査中ナリ

右及答辯候也

(1) 生産増加ニ對應スヘキ鑛津堆積處置ニ付テ科學性ヲ有セザル土木工事ガ行ハレ居リタルコト

= 在ルコトヲ指摘シ政府ノ所見ヲ訊ネタ

各般ノ事情ヨリ判斷スルニ決潰前數回ノ漏水アリタルニ拘ラズ鑛山側ニ於テハ之ヲ重大視セズ其ノ原因糾明不十分ニシテ彌縫的ナル應急處置ヲ講ジタル

ニ止リ而モ本鑛泥堆積方法ノ本旨ニ悖リ送泥シタルコト等ヲ大體ニ於テ主要ナル原因ト認ムベク而シテ前記漏水ヲ

生ジタルハ堤防ノ百尺地竪ノ部分ニ於テ弱點ヲ生ジ易キ工事ヲ爲シタルト思ハルコト築堤材料ニ不均一ナル點アリタルコト及排水管ニ故障ヲ生ジ堤防内ニ軟泥部分ヲ生ジクリト思料セラレルコト等ノ事實ニ因ルモノナルベク

若シ然リトセバ鑛山ニ於ケル災害防止對策ニ關シ更ニ拔本塞源的對策ヲ樹ツル必要ガアルノデハナイカ即チ例ヘバ鑛山國營ノ如キ具體策ヲ樹ツベキデハナイカ此ノ點ニ關スル政府ノ所見ヲ明ニサレタイフヘシ

トノ結論ヲ下シテ居ルノデアル

而シテ本員等ノ學ガタル

ノ鑛山ノ資本家的獨善經營ニ決潰ノ原因ヲ有スルモノニ非ズヤトノ質問ニ對

シテハ何等ノ答辯ガナカツタノデアル

顧フニ政府ガ決潰ノ重大ナル原因トシテ

舉ゲタル幾ツカノ事實ハ之ヲ要約スレバ利潤獲得ヲ至上命令トスル資本主義的生

產方法ニ當然且必然的ニ隨伴スル事項デアツテ資本カラ最大ノ利潤ヲ生マシメン

トスレバ或ハ勞働者ノ生命、鑛石排泄物ノ處置等ニ付「注意ノ周到」ヲ缺クモ亦已

ムヲ得ナイト謂フ結論ニナルノデアル故ニ本員等ハ政府答辯書ヲ通シ政府ノ意ノ

在ル所ヲ推察スルニ要約次ノヤウニナルノデハイカト思フノデアル即チ

「鑛業權者ニ於テ操業ニ對スル注意ノ周到ヲ缺キタル」事例トシテ政府ノ舉ゲタ

本質カラ生レタルモノデアリ而シテ鑛業

權者ノ操業ニ對スル注意不周到ハ其ノ本質ヨリ來ル當然ノ結果デアルト謂フ事ヲ

暗ニ承認サレタルモノデアリ本員等ノ「鑛山ノ資本家的經營」ニ遠因ヲ有ストノ

說ニ贊成シタルモノデアルト

「鑛山ノ資本家的經營」ニ遠因ヲ有ストノ

說ニ贊成シタルモノデアルト

事監督ニ付當局ノ執リタル處置如何

等ヲ舉ゲテ追及シタルニ政府當局ハ

イ 警察署或ハ警察部ヲ通シテ報告ヲ

受ケタルコトナク漏水アリタル事實

ハ災害後ノ調査ニ依リ初メテ知リ得

タロ昭和十一年九月排水管ニ故障アリ

タル事實ニ付テモ別ニ報告ヲ受ケズ

同年十月仙臺鑛山監督局ガ局員ヲ出

張セシメタルハ金鑛貢鑛事情及坑内

狀況調査ノ爲デアル

ハ三菱鑛業株式會社ハ當初中澤鑛滓

堆積場ニ關シ所定ノ施業案ヲ差出シ

タルモ之ガ變更ニ際シテハ其ノ手續

ヲ爲サザリシモノナリ

ニ中澤堆積場杆止堤防ノ築堤工事ハ

昭和六年四月著手シ爾後數回增高シ

鑛業警察ノ目的ヲ以テ昭和七年、同

同十一年九月之ヲ完成セリ

而シテ其ノ手續ヲ以テ昭和七年、同

八年及同十年本鑛山ニ出張ノ際堤防

ニ付テモ實地調査ヲ爲シタリ

右實地調査ノ際ニハ施業案記載ノ通

リ操業シ居リタリ

ト答ヘテ居ル

本員等ガ本年二月二十一日尾去澤鑛山ニ

赴キ同鑛山當局ト會見シタル際鑛山當局

ハ以上政府茲社會當局ノ談ヲ綜合シテ本員

嵩上ゲラシテ居ル

ト口頭ヲ以テ應ヘ其ノ後文書ヲ以テ本員

等ニ報告シタル所ニ依レバ

中澤堰堤ハ昭和六年築造シ爾後四五回

堆積場ニ付テモ別ニ報告ヲ受ケズ

同年十月仙臺鑛山監督局ガ局員ヲ出

張セシメタルハ金鑛貢鑛事情及坑内

中澤堰堤施業案

第一次 昭和六年四月五月附提出

同年九月十二日附受理

第二次 昭和八年二月六日附提出

同年三月二十二日附受理

ト前後二回ニ瓦ツテ施業案ハ提出サレテ

居ルコトニナツテ居ル此ノ鑛山側文書報

告ヲ信用シ得ルモノト假定シテ之ト先ノ

政府答辯書「三菱鑛業株式會社ハ當初中

澤鑛滓堆積場ニ關シ所定ノ施業案ヲ差出

シタルモ之ガ變更ニ際シテハ其ノ手續ヲ

爲サザリシモノナリ」トヲ對照スレハ少

クトモ施業案ニ依ラザル增高工事ハ昭和

八年三月以降デアルカノヤウデアル

然ルニ「昭和十年鑛業警察ノ目的ヲ以テ

本鑛山ニ出張ノ際堤防ニ付テモ實地調査

ヲ爲シ」右實地調査ノ際ニハ施業案記載

ノ通リ操業シ居リタルモノ」(政府答辯書

記載要旨)デアルト政府ハ答ヘテ居ル「昭

和六年四月著手シ爾後數回增高シ同十一

年九月之ヲ完成シタク」中澤堆積場堤防ハ少

クトモ昭和八年三月以後ハ施業案「變更ニ

際シテ其ノ手續ヲ爲サザリシ」モノニア

ルニ「昭和十年堤防實地調査ノ際ニハ施

業案記載ノ通リ操業シ居タルモノ」デア

ルトノ政府答辯ハ本員等ヲシテ了解セシ

メナイモノガアル

以上政府茲社會當局ノ談ヲ綜合シテ本員

等ハ下記各項ニ關シ再び政府ノ答辯ヲ煩

ハサザルヲ得ナイ

人命、操業中斷等ニ影響ナキ漏水、排水

管故障ノ如キハ鑛業警察規則第七十三條

社ノ經營タルコトニ過信シ科學的研究ヲ怠ツテ輕卒ニ施業案ヲ受理シタルモ

ニ非ザルヤ

從テ選鑛施業案夫レ自體ニ缺陷ヲ藏

シタルモノニ非ズヤ

シタルモノニ非ズヤ

可サレタル施業案ニ依リ築造サレタル

検討ヲ經タル後ニ立案サレ更ニ此ノ認

明シ得ルモノナリヤ

而シテ其ノ説明ハ單ナル鑛業法規違反

ト了解シ得ベキモノナリヤ否ヤ

期ニ瓦リ行ヒタル事態ハ如何ヤウニ説

明シ得ルモノナリヤ

而シテ其ノ説明ハ單ナル鑛業法規違反

ト了解シ得ベキモノナリヤ否ヤ

期ニ瓦リ操業ヲ爲シタル鑛業權者ハ本

件以外ニ類例アリヤ否ヤアリタリトセ

バ之ニ對シテ執リタル所斷如何

5 實地調査ノ際ハ施業案通り操業ヲ爲

シツツアリタルモノガ調査後ニ於テ無

届ノ儘變更シ操業スルハ明ニ鑛業法違

反行爲ヲ敢テ爲シタルモノト認ムベキ

モノト思料スルガ所見如何之ト所見ヲ

異ニスル場合ハ其ノ理由ヲ明示サレタ

シ

6 政府當局モ既ニ施業法違反ヲ認メテ

居ルノデアルガ中澤杆止堤防築造ガ施

業案ニ背反スルコト及無届デ工事サレ

タル年月日ヲ明示サレタシ

三 政府ノ監督ニ關スル件

事項ヲ記載シ居リタルヤ否ヤノ疑問ガ

起ラザルヲ得ナイシ又

1 三菱鑛業株式會社ハ保安日誌ニ前記

ノ除外例デアリ其ノ結果「其ノ概況ヲ鑛

山監督局長ニ急報」スペキ必要ハナイト

シテモ此ノ漏水、排水管故障ハ數箇月後

ニハ一瞬間ニ三百六十餘名ノ生靈ヲ奪フ

災禍ノ原因デアリ又其ノ前兆デアツタ又

星去澤鑛山當局ガ二月二十一日本員等ニ

應ヘタル所ニ依レバ

漏水

第一次 昭和十一年九月二十五日

第二次 同 年十月三十日

排水管故障

同 年九月十一日

デ此等ハ鑛業警務規則ニ依レバ「急報」ス

ベキ義務ハナヨコトニハナツテ居ルガ同

規則第十四條第三項ニ依テ當然保安日誌

ニ記入シナケレバナラナイ事項デアル

ソレ故三菱鑛業株式會社ガ忠實ニ保安日

誌ヲ記入シテ居タストレバ昭和十年鑛業

警察ノ目的ヲ以テ同鑛山ニ當局ガ出張シ

タル際又ハ昭和十一年初秋漏水、排水管

故障ノ事故起リタル最中ニ「坑内狀況調

査ノ爲」局員ガ派遣サレタル際ニハ當然

保安日誌ヲ繙クベク保安日誌ヲ一見スレ

バ少クトモ漏水、排水管故障事故ヲ知リ

得ル機會ガアツタ思料スル然ルニ其ノ

事ノナカツタ旨ヲ政府ハ答ヘテ居ル茲ニ

於テ

1 三菱鑛業株式會社ハ保安日誌ニ前記

事項ヲ記載シ居リタルヤ否ヤノ疑問ガ

起ラザルヲ得ナイシ又

2 「年四五回監督ニ出張スル局員」(尾

去澤鑛山小林一正氏ノ言) ハ保安日誌
ヲ點検シタルヤ否ヤ

ノ答辯ヲ要求スル必要モ亦起ルノデアル
本年二月二十一日本員等ノ質問ニ對シ尾

去澤鑛山小林一正氏ハ
鑛山監督局カラハ年四五回ノ出張監督

ガアリマシタガ災害前マデヘ書面ニ依
ル警告ハ一度モ受ケタ事ハアリマセヌ

デシタ只年ハ忘レマシタガ決潰シタ中
ノ澤「ダム」ノ直下ニ在ツタ共和館ノ事

ニ付テ多數ノ者ヲ寄セル建物ヲアソコ
ニ置ク事ハドウカト思フト口頭デ注意

サレタ事ガアリマシタノデ會社モ地理
ノ不便ナ事ヲ考慮シテ尾去澤町役場ノ

傍ノ現在所迄移シタ事ガアリマス

4 右獅子澤「ダム」下ノ家屋移轉警告ガ
發セラレタ日時竝其ノ實行遲延ニ對ス
ル政府當局ノ處置如何

ノ點ニ付詳細ニ政府ノ答辯ヲ要求スルモ

ノ點ニ付詳細ニ政府ノ答辯ヲ要求スルモ

ト應ヘテ居ル

第一質問主意書ニ對スル政府答辯書ニハ
第一回決潰後仙臺鑛山監督局長ヘ鑛業法

第七十二條第二項ニ基キ
鑛業ノ操業開始ノ際ニハ鑛山監督局ニ
豫メ申出ヅルコト

ヲ鑛山當局ニ警告シテアルト言フテ居ル
ガ尾去澤鑛山ハ第二回決潰ノ直後タル昭
和十一年十二月二十八日操業ヲ開始シ本
ノ疑問ヲ持ツ即チ

3 昨年十二月二十八日ノ操業開始ハ鑛
業法第七十二條第一項ニ基キ仙臺鑛山
監督局ニ豫メ申出デタル後ニ爲シタル
モノナリヤ否ヤ

3 昨年十二月二十八日ノ操業開始ハ鑛
業法第七十二條第一項ニ基キ仙臺鑛山
監督局ニ豫メ申出デタル後ニ爲シタル
モノナリヤ否ヤ

尙申出後ナリトスルナラバ何故本年一
月八日頃操業中止ノ注意ヲ下シ一月十
八日迄休業セシメタルモノナリヤ
中ノ澤「ダム」決潰ハ更ニ尾去澤鑛山獅子
澤沈澱池ノ決潰ヲスラ考慮セシメルニ至
リ仙臺鑛山監督局ハ第二回ノ中澤堰堤決
潰後獅子澤「ダム」下ノ家屋ノ移轉ヲ尾去
澤鑛山當局ニ警告シタトノ事デアルガ此
ノ移轉ハ二月末現在ニ於テモ實施サレテ
居ナイスル事情カラ茲ニ

4 右獅子澤「ダム」下ノ家屋移轉警告ガ
發セラレタ日時竝其ノ實行遲延ニ對ス
ル政府當局ノ處置如何

ノ點ニ付詳細ニ政府ノ答辯ヲ要求スルモ

ト應ヘテ居ル

第一質問主意書ニ對スル政府答辯書ニハ
第一回決潰後仙臺鑛山監督局長ヘ其ノ警
告書ニ於テ「警報機關ノ完備」ヲ警告シテ
キルノデアルガ縱シ「完備シタル警報機
關」ヲ持タザルトルモ第一回ノ決潰ハ
時々靜寂ナ暗夜デアリ而モ大破局迄ハ二
時間有餘ノ時間ガアツタノデアル完備シ
タル警報機關ヨリハ應急ノ警報即チ半鐘
又ハ「サイレン」ニ依ル等ノ處置ガ必要ダ
ツタノデアル此ノ點ニ於テ鑛山當局ノ重
大ナル過失ヲ果シテ黙過出來ヤウカ其ノ
人口ノ最大多數ナル中ノ澤部落ガ却テ犠
牲者ノ最少ナリシ事ヲ思ヘバ思ヒ半ニ過
グルモノガアルノデアル

(註) 本表ハ二月二十一日花輪警察署長ガ本員等ニ提示シタル第

一回決潰慘事ニ因ル犠牲者數

第一回決潰後仙臺鑛山監督局長ハ其ノ警
告書ニ於テ「警報機關ノ完備」ヲ警告シテ
キルノデアルガ縱シ「完備シタル警報機
關」ヲ持タザルトルモ第一回ノ決潰ハ
時々靜寂ナ暗夜デアリ而モ大破局迄ハ二
時間有餘ノ時間ガアツタノデアル完備シ
タル警報機關ヨリハ應急ノ警報即チ半鐘
又ハ「サイレン」ニ依ル等ノ處置ガ必要ダ
ツタノデアル此ノ點ニ於テ鑛山當局ノ重
大ナル過失ヲ果シテ黙過出來ヤウカ其ノ
人口ノ最大多數ナル中ノ澤部落ガ却テ犠
牲者ノ最少ナリシ事ヲ思ヘバ思ヒ半ニ過
グルモノガアルノデアル

然ルニ當局ガ斯ル鑛山當局ノ過失ニ對シ
刑法第二百十一條ノ適用ヲ躊躇スルノハ
何故ナルヤ尾去澤慘事ガ業務上ノ過失致
死罪ヲ構成セザル理由何處ニアリヤ吾人
ハ其ノ理由ヲ解スルニ苦シムノデアル茲
ニ於テ本員等ハ次ノ諸點ニ付政府ノ明答
ヲ要求スルモノデアル

字名	人口數	死者		行方不明者
		男	女	
中澤 穂	五	六	六	三
笙小屋 五	三	四	四	八
瓜畑 八	二	三	二	二
春木澤 一壳	三	三	三	三
新山 二	四	四	三	三
新堀 三壳	三	四	三	三
蟹澤 七	七	一	一	一
西洞口 四	一	一	一	一
其他 一四	六	八	二	一
計 七	二	一	一	一

職員及 其家族	勞務者及 其家族	死者		行方不明者
		男	女	
中澤方面 三	三	三	三	三
新堀方面 六	二九	壹	一	一
新堀蟹澤方面 〇	一〇	六	二七	二
計 七	二	一	一	一

二 刑事上ノ責任ヲ負ハズベシ
ト質問シタルニ對シ
刑事責任ノ有無、範圍等ハ未ダ決定シ
難シ尙仙臺鑛山監督局ニ於テハ鑛業權
者及技術管理者ニ鑛業法違反ノ廉アル
モノト認メ所轄檢事事ニ告發ヲ爲シタリ
ト答ヘテ居ル刑事責任ノ有無範圍等未ダ
花輪警察署提示ノ死亡者、行方不明者ヲ
字別人口數ニ對比シテ見レバ決潰堰堤直
下ノ中ノ澤部落ハ豫想外ニ犠牲率少ク
(高地ニアル瓜畑部落ヲ除ケバ) 決潰「ダ
ム」ヲ遠ザカルニ隨テ犠牲率ハ増加シニ
割カラ三割ヲ超ユルニ至ツテキル而シテ
尾去澤鑛山當局ガ語ル所ニ依レバ「十一
如クデアル

一條ノ犯罪トシテ起訴セザル理由如何

2 鐵業法第十七條ニ於テ鑄業權一般ノ

處分能力ニ制限ヲ加ヘタルハ結局鑄業

權者ニ民事、刑事ノ責任ヲ負ハシムル

趣旨ニ非ズヤ

次ニ鑄山ノ「保安日誌」ノ記載ハ鑄山警察

規則第十四條ニ基ク鑄山當局ノ義務デア

リ施業案ノ提出ハ鑄業法施行細則第四十

四條様式第十九號ニ關スルモノデアル

右保安日誌ガ成規ノ如ク記載セラレアリ

タリトスレバ漏水、排水管故障ハ急報ナ

クトモ昨年ノ秋政府當局ガ注意ヲ怠ラザ

ル限リ容易ニ發見シ得ラレタルモノデア

ル又鑄山當局ガ擅ニ施業案ヲ變更シ又ハ

施業案ヲ提出セズシテ數回ニ瓦リ增高工

事ヲ行ヒ(昭和十一年九月完成)タルニ其

ノ間政府當局ハ「實地調查」ヲ三度モ爲セ

シ故右事實ガ鑄業法違反ナルコトヲ發見

シ得タル苦デアル

然ルニモ拘ラズ政府當局ハ尙災禍後ニ至

ル迄鑄業法第七十二條ニ依ル處置ヲ執ラ

ズシテ一鑄山監督局長ヲ懲戒處分ニ付シ

督怠慢ノ責任ヲ有スル歷代商工大臣竝仙

臺鑄山監督局長ノ責任ヲ問ハントシ併セ

テ今日ニ至ル迄尙之ヲ爲サザル理由如何

ヲ質サントスルモノデアル

五 將來ノ災害防止ノ件

本員等ガ嚮ニ軍需景氣ノ進行ニ伴フ工場
鑄山ニ於ケル災害死傷者急増ノ事實ヲ指
摘シ且從業勞働者ノ災害豫感ニ依リ災害

ヲ未然ニ防止セントシテ組織的ナル災害

防止勞資共同委員會ノ設置ヲ提倡シタル

ニ對シ政府ハ其ノ答辯ニ於テ「災害防止

ガ労働者ノ協力ニ俟ツ所大ナルコトハ言

ヲ要セズ」ト答ヘナガラ「之ガ爲ニハ各工

場鑄山ニ在リテハ安全委員會其ノ他ヲ組

織シ勞資相協調シテ災害防止ニ努メ相當

ノ成績ヲ挙ゲツツアリ」ト恰モ之方爲災

害ニ基ク労働者、鑄夫ノ死傷數ガ增加シ

居ラザルガ如キ「顧ミテ他ヲ云フ」態度ヲ

取ツテキルノデアル此ノ答辯ガ如何ニ欺

瞞性ヲ持チ居ルカハ政府自身ノ統計表ガ

明示シテキル即チ内務大臣ノ下ニアル所

ノ社會局、商工大臣ノ率キル所ノ鑄山局

ガ其ノ名ニ於テ社會ニ公表セル累年ノ「本

邦鑄業ノ趨勢」「工場監督年報」ヲ一瞥セ

バ瞭デアル然ルニ政府ハ上掲ノ如キ答辯

ノ處置ニ出テタルモ更ニ第四十條ノ規

定ニ依リ三菱鑄業株式會社ニ對シ尾去

澤鑄山ノ鑄業權取消ノ處置ニ出ヅルヲ

適當ト思料スルガ如何

トノ質問ヲ發シタノデアル之ニ對シ政府

ト答ヘタノデアル

鑄業法第四十條ノ規定ニ依ル鑄業權ノ

取消ヲ爲ス意思ナシ

來ニ於テモ一層獎勵ニ努メルコトト致シ

ニ次イデ「右(組織)ハ極メテ有效適切ナ

ルモノトシテ極力獎勵シ居ル所ナルガ將

シ故右事實ガ鑄業法違反ナルコトヲ發見

シ得タル苦デアル

然ルニモ拘ラズ政府當局ハ尙災禍後ニ至

ル迄鑄業法第七十二條ニ依ル處置ヲ執ラ

ズシテ一鑄山監督局長ヲ懲戒處分ニ付シ

督怠慢ノ責任ヲ有スル歷代商工大臣竝仙

臺鑄山監督局長ノ責任ヲ問ハントシ併セ

テ今日ニ至ル迄尙之ヲ爲サザル理由如何

ヲ質サントスルモノデアル

本員等ガ嚮ニ軍需景氣ノ進行ニ伴フ工場
鑄山ニ於ケル災害死傷者急増ノ事實ヲ指
摘シ且從業勞働者ノ災害豫感ニ依リ災害

ノデアル即チ

政府ハ災害防止ノ爲各工場、鑄山ニ勞

資協同委員會ヲ組織セシムル法律ヲ制

定スル必要ヲ認メサルヤ又之ヲ制定ス

ル意思ヲ有セザルヤ

六 鑄業權取消ニ關スル件

本員等ハ第二質問主意書ニ於テ政府發表

ノ決潰原因ヲ檢討シタル後

政府ハ施業案ニ悖ル數箇ノ決潰原因ヲ

舉示シ鑄業法第四十四條違反トシテ同法

第九十七條ヲ適用シ責任者ニ對シ告發

ノ處置ニ出テタルモ更ニ第四十條ノ規

定ニ依リ三菱鑄業株式會社ニ對シ尾去

澤鑄山ノ鑄業權取消ノ處置ニ出ヅルヲ

適當ト思料スルガ如何

トノ質問ヲ發シタノデアル之ニ對シ政府

ト答ヘタノデアル

鑄業法第四十條ノ規定ニ依ル鑄業權ノ

取消ヲ爲ス意思ナシ

來ニ於テモ一層獎勵ニ努メルコトト致シ

ニ次イデ「右(組織)ハ極メテ有效適切ナ

ルモノトシテ極力獎勵シ居ル所ナルガ將

シ故右事實ガ鑄業法違反ナルコトヲ發見

シ得タル苦デアル

然ルニモ拘ラズ政府當局ハ尙災禍後ニ至

ル迄鑄業法第七十二條ニ依ル處置ヲ執ラ

ズシテ一鑄山監督局長ヲ懲戒處分ニ付シ

督怠慢ノ責任ヲ有スル歷代商工大臣竝仙

臺鑄山監督局長ノ責任ヲ問ハントシ併セ

テ今日ニ至ル迄尙之ヲ爲サザル理由如何

ヲ質サントスルモノデアル

本員等ガ嚮ニ軍需景氣ノ進行ニ伴フ工場
鑄山ニ於ケル災害死傷者急増ノ事實ヲ指
摘シ且從業勞働者ノ災害豫感ニ依リ災害

惨事ハ三菱鑄業株式會社ガ公然鑄業法第

四十條違反ヲ敢行シ「施業案ニ依ラズシ

テ採掘シ來リタル」爲遂ニ三百六十餘名

ノ生命ヲ奪ヒ未曾有ノ慘事ヲ惹起シタル

モノナレバ當然之ヲ取消スペキニ拘ラ

ズ主務大臣ハ尙且「鑄業權ヲ取消ス意思

ナシ」ト明言スルノデアラウカ帝國議會

ノ協賛ヲ經天皇陛下ノ御命令ニ依リ公

布セラレ儼乎トシテ存スル鑄業法ヲ主務

大臣ハ尙默殺シ去ラントスルノデアラウ

カ

茲ニ於テ本員等ハ次ノ諸點ニ付政府當局

ノ明解ナル答辯ヲ煩ハシタイノデアル即

チ

仙臺鑛山監督局ニ於テ認メ爾後監督シ來

リタルヲ……堤防百尺地竝ノ部分ニ於テ

弱點ヲ生ジ易キ工事ヲ爲シタリト思ヘル

ルコト、築堤材料ニ不均一ナル點アリタ

ルコト及排水管ニ故障ヲ生ジ堤防内ニ軟

泥部分ヲ生ジタルコト等ノ内容ヲ以テ本

員等ノ質問ニ肯定的答辯ヲ與ヘタノデア

ル此ノ事タルヤ假令政府當局ガ善意ノ監督

ヲ爲シタリトスルモ土木工學ニ對スル甚

シキ認識不足ガ遂ニ上述ノ如キ灾害ヲ惹

起スル一原因デアツタト謂ハネバナラヌ

本員等ガ今鑛山監督局官制ヲ見ルニ此ノ

官制ニモ亦土木工學的知識ノ缺如ニ基ク

規定ノ存在スルヲ見ルノデアル此ノ官制

ヲ此ノ儘ニ放置センカ再び上記ノ如キ災

害ノ發生ナキヲ期シ難イ不完全ナル官制

ノ修正増補ヲ爲シ以テ災害豫防ノ一方法

トスル必要ヲ認ムルノデアル從テ本員等

ハ政府當局ガ進ンデ右官制ノ改正ノ舉ニ

出デラレントヲ促シテ止マヌノデアル

更ニ又本員等ハ右官制ノ改正ニ際シテハ

鑛山ニ於ケル労働行政ヲ鑛山監督局長ノ

監督下ニ置イテハ労働行政ヲシテ内務省

社會局ト商工省鑛山監督局トノ支配ヲ受

ケ統一アル監督ヲ爲シ得ズ爲ニ幾多ノ不

便ヲ生ズルヲ以テ之亦併セテ改正サレ

コトヲ望ムト同時ニ此等官制改正ノ意思

アリヤ否ヤ問ハントスルモノデアル

右及質問候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿

衆議院議員川俣清音君外一名提出尾去澤

鑛山中ノ澤鑛淬沈澱池ダム決潰ニ關スル

再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員川俣清音君外一名提出尾去

澤鑛山中ノ澤鑛淬沈澱池ダム決潰ニ關スル

スル再質問ニ對スル答辯書

一 決潰ノ原因ニ關スル件

鑛山ニ於ケル災害防止ニ關シテハ常ニ

留意シ居ル處ナルガ今後更ニ之ガ徹底

ヲ期セントス尙明年度追加豫算ニ鑛山

災害防止ニ關スル經費ヲ計上シテ監督

機構ノ擴充ヲ圖ルコトトシタルガ鑛業

法規ノ改正ニ當リテモ鑛業警察事務ニ

付十分攻究スルコト致度

二 施業案違反ニ關スル件

尾去澤鑛山施業案ニ付テハ中澤杆止堤

防第一次百四十尺ノ築造ニ付昭和六年

四月五日附提出、第二次六十尺ノ築造

ニ付昭和八年二月六日附提出アリタル

モノニシテ右施業案ニ付テハ十分之ヲ

検討シ支障ナキモノトシテ受理シタル

モノナリ而シテ施業中鑛業法ニ違反セ

ル點ハ同鑛山鑛淬堆積方法ノ本旨ニ悖

リ送泥シタルコトニ關スルモノニシ

テ右ハ長期ニ瓦リタルモノニ非ズ尙實

ツ、アリタルモノナリ

三 政府ノ監督ニ關スル件

漏水及排水管故障後仙臺鑛山監督局職

員ガ出張シタルハ第二質問ニ對スル答

辯書中ニ記載セル通金鑛買鑛事情及坑

内狀況調査ヲ目的トスルモノニシテ坑

外保安日誌ヲ點檢セザリキ又昨年十二

月二十八日ノ操業開始ハ鑛山監督局ト

鑛山トノ間ニ行違ノ廉アリテ行ハレタ

ルモノナリ尙杆止堤防ト人家の關係ニ

付テハ十分留意シテ居ル所ナルモ獅子

澤杆止堤防下ノ家屋移轉ニ關シ特ニ警

告ヲ發シタル事實ナシ

四 責任者處分ニ關スル件

本件ハ所轄檢事局ニ於テ未ダ搜查中ニ

シテ其ノ完了ヲ俟ソニ非ザレバ起訴不

起訴何レトモ決シ難シ又仙臺鑛山監督

局長ニ對シテハ襄ニ十分戒飭ヲ爲シ將

來ニ對シ嚴重注意スル様訓告ヲ發シタ

ルヲ以テ右處分ヲ以テ妥當ナルモノト

思料ス

昭和十二年三月十九日

提出者 服部米次郎

外五名

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年三月十九日

提出者 司法大臣

帝國在鄉軍人會會員國有鐵道運賃割引

引ニ關スル質問主意書

帝國在鄉軍人會會員國有鐵道運賃割引

司法大臣 鹽野季彥

内務大臣 河原田稼吉

商工大臣 伍堂卓雄

七 鑛山監督局官制改正ノ件

鑛山監督局官制等ノ改正ニ付テハ鑛業

法規ノ一般的の改正ト關聯シテ攻究スル

コトト致度

所極メテ薄ク本會ノ甚々遺憾トスル所ナ

リ殊ニ本會會員會務旅行ノ際ノ如キハ各人

ノ要ナキモノト認ム

六 鑛業權取消ニ關スル件

三菱鑛業株式會社ニ對シ鑛業法第四十

四條ノ規定ニ依ル鑛業權ノ取消ヲ爲ス

ニ頗ル多額ノ負擔ヲ課スルノ實情ニアル

爲屢、情ヲ具シ其ノ割引ヲ請願セシモ私的

團體タルノ故ヲ以テ容レラル所トナラ

ス以テ今日ニ至レリ然ルニ昨年十一月三

日便渥ナル 勅語ヲ賜ヘリ公的ノ團體ト

シテ勅令ノ公布ヲ見ルニ至リシヲ以テ當

局トシテハ從來ノ請願ニ付テ斷然見直ス

ヘキハ當然ナリト信ス

政府ハ帝國在郷軍人會ノ目的ニ鑑ミ同會

員會務ノ爲旅行スルトキハ國有鐵道ノ運

賃ヲ五割低減シ又官公衙ノ主催スル會合等

ニ團體トシテ參列スル場合ハ國有鐵道旅

客及荷物運送規則第八十七條ノ特別團體

トシテ取扱ヒ以テ其ノ目的達成ヲ助成スル

ノ意思ナキヤ政府ノ明快ナル答辯ヲ求ム

右及質問候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿

衆議院議員服部米次郎君外五名提出帝國

在郷軍人會會員國有鐵道運賃割引ニ關ス

ル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員服部米次郎君外五名提出帝國

在郷軍人會會員國有鐵道運賃割引ニ

關スル質問ニ對スル答辯書

本件ニ關シテハ從來ノ經緯モアリ又軍部

關係ノ各種割引トノ關係アルヲ以テ之等

ト併セ十分研究スベシ

右及答辯候也

昭和十二年三月三十日

鐵道大臣 伍堂 卓雄

度量衡法改正ニ關シ調査會ノ審議ニ關

スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十二年三月十九日

提出者 東 武

外四名

度量衡法改正ニ關シ調査會ノ審議ニ

關スル質問主意書

現在ノ度量衡法ハ我カ國情ニ即セサルヲ以

テ本院ハ曩ニ第六十五回及第六十七回議

會ニ於テ二回マテ改正法律案ヲ通過シ又

第六十九回議會ニ於テハ度量衡法改正ニ

關シ調査會審議速進ニ關スル建議ヲ爲シ

タリ然ルニ其ノ後同調査會ノ審議ハ遲々

トシテ進マス國家並國民ノ爲洵ニ遺憾ニ

堪ヘ斯政府ハ之ニ關シ如何ニ考慮セラル

ルヤ又從來ノ審議經過如何

右及質問候也

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

衆議院議長富田幸次郎殿

衆議院議員服部米次郎君外五名提出帝國

在郷軍人會會員國有鐵道運賃割引ニ

關スル質問ニ對スル答辯書

正ニ關シ調査會ノ審議ニ關スル質問ニ對

シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員東武君外四名提出度量衡法改

正ニ關シ調査會ノ審議ニ關スル質問ニ對

シ別紙答辯書差進候

ニ對スル答辯書

度量衡制度調査會ハ其ノ開設以來我國ノ

度量衡制度及其ノ運用ニ付審議ヲ行ヒ總

會ヲ開クコト四回、特別委員會ノ審議ヲ

行フコト三回ニ瓦リ、更ニ審議ヲ促進ス

ル爲小委員會ヲ設ケ目下折角審議中ナリ

其ノ審議事項ハ極メテ重要ナル問題ナル

ヲ以テ特ニ慎重ナル審議ヲ行フ要アルモ

(追第一號)昭和十二年度歲出歲入豫算追加案

（特第一號）昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

（追第一號）豫算外國庫ノ負擔トナルベキ

コトト致度

右及答辯候也

昭和十二年三月三十日

商工大臣 伍堂 卓雄

一昨二十九日貴族院ヨリ回付アリタル政府

提出案左ノ如シ

議院法中改正法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

農地法案ニ對スル修正案

提出者

大石 大君
(以上三月三十日提出)

如シ
南洋委任統治諸島及比律賓居住ノ日本人

間ニ於ケル社會問題ニ關スル質問主意書左ノ

提出者 川俣 清音君

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法案

日本通運株式會社法案

昭和十二年度歲入歲出總豫算案竝昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス

ヲ要スル件

（第一號）昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案

（特第一號）昭和十二年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

（追第一號）豫算外國庫ノ負擔トナルベキ

契約ヲ爲ス要スル件

司法書士法中改正法律案(立川平君提出)
外一件委員
委員長 鏑君

理事 角 源泉君 立川 平君 小林 鏑君

角 源泉君

立川 平君

小林 鏑君

一昨二十九日特別委員理事補闕選舉ノ結果
左ノ如シ

船員法改正法律案(政府提出)委員
理事 山杵 儀重君 (理事池田清秋君)

今二十九日委員辭任ニ付其ノ
補闕)

一昨二十九日議長ニ於テ選定シタル委員左
ノ如シ

昭和十年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ
求ムル件)外十件委員

野田文一郎君 山杵 儀重君 日比野民平君
清水留三郎君 佐藤 正君 坂東幸太郎君
牧野 良三君 大口 喜六君 小山倉之助君
門田 新松君 北田 銚吉君 岸田 正記君
川村保太郎君 椎尾 辨匡君 小高長三郎君
一昨二十九日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ
如シ

船員法改正法律案(政府提出)委員

辭任池田 清秋君 補闕山杵 儀重君
辭任高野 喜六君 補闕山本 厚三君
輸出補償法中改正法律案(政府提出)委員
辭任永山 忠則君 補闕綾川 武治君

辭任高良 宗七君 補闕古河和一郎君
關稅定率法中改正法律案(政府提出)外四
件委員

辭任川橋豐治郎君 補闕森下 國雄君
防空法案(政府提出)委員

辭任春名 成章君 補闕綾川 武治君
辭任松田喜三郎君 補闕長尾秀太郎君
權太市制案(政府提出)貴族院送付)委員
農村負債整理資金特別融通及損失補償法
案(政府提出)委員

辭任柏木 清治君 補闕高田 耘平君
裁判所構成法中改正法律案(政府提出、
貴族院送付)外二件委員

辭任水谷長三郎君 補闕松本治一郎君
○議長(富田幸次郎君) 會議ヲ開キマス
——此際暫時休憩致シマス

午後二時二十一分休憩

○議長(富田幸次郎君) 休憩前ニ引續キ會
議ヲ開キマス、本日ノ日程ニ掲ゲマシタル
質問一乃至九ハ、何レモ政府ヨリ答辯書ヲ
受領致シマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ省キマ
ス、議事進行ニ付テ發言ヲ求メラレテ居リ
マス——三宅正一君

(三宅正一君登壇)

○三宅正一君 私ハ議事進行ニ關シマン
テ、議長ニ質問ヲシタ伊考ヘルノデゴザ
ム、幹事長ガ總理大臣ト會見サレ、或ハ又農林
大臣ト會見サレマシテ、サウシテ農林大臣

ニ、政府ガ特ニ會期六日間ノ延長ヲ奏請致
シマシテ、サウシテ議事ノ進行ヲ圖ラント
何ノ爲ニ政府ガ會期延長ヲ奏請サレタノデ
アルカニ付キマシテ、疑ハザルヲ得ナイ
ノデアリマス(拍手)而モ新聞紙上其他ニ
アルト云フコトニ付キマシテハ、吾々ハ
シマシテ、所謂今日選舉違反ニ繋ッテ
居リマスル諸君ヲ、此選舉法改正案ヲ通
過セシムルコトニ依テ、サウシテ之ヲ無罪
ニセヨウト云フ底意ノ下ニ、其選舉法改正
ニ對シマシテ、政府ニ同意ヲ強要スル爲ニ、
居リマスルコトハ、私共ハ議會ノ權威ノ爲
ニ、甚ダ嘆カザルヲ得ナインデゴザイマス
(拍手)諸君、一週間ノ——六日間ノ會期ヲ
延バシマシタノモ、モウ明日一日ヲ残シテ
居ルダケデアル、吾々ハ定刻ヨリ之ヲ開
キ——寧ロ午前十時カラ議事ヲ開キマシテ、
山積セル議案ヲ通過セシメマルコトガ、
國政ニ忠實ナル所以デアルト考ヘテ居ルニ
モ拘ラズ、數時間ニ亘シテ議事ヲ遷延サセ、
而モ新聞紙上ニ傳ヘル所ニ依レバ、選舉法
改正ノ問題ニ絡ミマシテ、或ハ安藤政友會
幹事長ガ總理大臣ト會見サレ、或ハ又農林
大臣ト會見サレマシテ、サウシテ農林大臣

所ニ依レバ、選舉法ヲ通スコトニ付テハ政
府モ協力スルガ……

○議長(富田幸次郎君) 三宅君ニ注意致シ
マス

本會議ハ毎日殆ド數時間ヅ、延刻サレツ
レマシタ此議場ハ、委員會ハ流會ニ了リ、
本會議ハ毎日殆ド數時間ヅ、延刻サレツ
シマシテ、サウシテ議事ノ進行ヲ圖ラント
何ノ爲ニ政府ガ會期延長ヲ奏請サレタノデ
アルカニ付キマシテ、疑ハザルヲ得ナイ
ノデアリマス(拍手)而モ新聞紙上其他ニ
アルト云フコトニ付キマシテハ、吾々ハ
シマシテ、所謂今日選舉違反ニ繋ッテ
居リマスル諸君ヲ、此選舉法改正案ヲ通
過セシムルコトニ依テ、サウシテ之ヲ無罪
ニセヨウト云フ底意ノ下ニ、其選舉法改正
ニ對シマシテ、政府ニ同意ヲ強要スル爲ニ、
居リマスルコトハ、私共ハ議會ノ權威ニ對シマ
シテ、私共ハ議會ノ權威ニ對シマシテ、斯
ノ如キ態度ヲ以テ議事ヲ遷延セシメントスル
所ノ、態度デナケレバナラナイト考ヘテ居
ルノデゴザイマス、斯ノ如キ態度ニ對シマ
シテ、私共ハ議會ノ權威ニ對シマシテ、斯
コトニ付キマシテハ、議會ヲ護テ行ク上ニ
シテ、國民ノ審議權ヲ自ラ抛棄スルノ態度
デアッテ、國政ニ忠實ナル所以デハナイト考
ヘルノデアリマス、此點ニ付テ、吾々ハ議
長ニ斯ノ如キ議事ノ遷延ニ對シテ、議長方
ニ對シマシテ、政府ニ同意ヲ強要スル爲ニ、
居リマスルコトハ、私共ハ議會ノ權威ニ對シマ
シテ、私共ハ議會ノ權威ニ對シマシテ、斯
ノ如キ態度ヲ以テ議事ヲ遷延セシメントスル
所ノ、態度デナケレバナラナイト考ヘテ居
ルノデゴザイマス、斯ノ如キ態度ニ對シマ
シテ、私共ハ議會ノ權威ニ對シマシテ、斯
コトヲ、私ハ議長及ビ政府ニ向ツテ要望セ
ザルヲ得ナインデゴザイマス(拍手)
○議長(富田幸次郎君) 三宅君ニ御答致シ
マス、議長ト致シマシテハ、議事ノ圓満ナ
ル進行ヲ圖ラントガ爲メ、已ムヲ得ズ只今マ
デ休憩致シマシタ次第デアリマス(拍手)今
期議會ハ本會議及ビ委員會トモ非常ナ勉強
デアリマス、左様御諒承ヲ願ヒマス(拍手)

○服部崎市君 議事日程変更ノ緊急勧議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第四及び第五ノ兩案ヲ一括シテ繰上げ上程シ、其審議ヲ進メテレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシ

タ——日程第四、産業組合中央金庫法中改正法律案、日程第五、産業組合自治監査法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——農林大臣山崎達之輔君

第四 産業組合中央金庫法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會
第五 産業組合自治監査法案(政府提
出、貴族院送付)

第一讀會

第三條 産業組合中央金庫法中改正法律案

産業組合中央金庫法中左ノ通改正ス

第十二條第一項中「二十名」ヲ「二十五名」

=改ム

第十四條ノ二 第十三條第二號但書ノ規定及前條ニ規定スル第十三條第二號但書ノ規定ハ産業組合中央金庫ガ政府資金融通ヲ爲ス場合ニテ適用セズ

前項ノ融通金額及之ヲ爲ス爲發行スル産業債券ノ額ハ第十三條第二號但書及

前條ニ規定スル第十三條第二號但書ノ制限ノ計算上之ヲ算入セズ

第十五條第一項第一號中「買入」ノ下ニ

「又ハ引受」ヲ加ヘ同項ニ左ノ一號ヲ加フ

四 産業組合聯合會又ハ産業組合ノ發

達ヲ圖ル爲必要ナル施設ヲ行フ法人ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貸付ヲ

爲スコト

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

産業組合自治監査法案

産業組合自治監査法

第一條 産業組合ハ其ノ堅實ナル發達ヲ

圖ル爲自治監査ヲ行フ目的ヲ以テ産業組合監査聯合會ヲ設立スルコトヲ得

産業組合聯合會ハ本法ノ適用ニ付テハ

之ヲ産業組合ト看做ス

第二條 産業組合監査聯合會ハ法人トシ

全國ヲ通ジ一箇トス

産業組合監査聯合會ノ設立ハ主務大臣

ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ産業組合ニ對シ産業組合監査聯合會ニ加入

スペキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條 産業組合監査聯合會ノ設立アリタルトキハ事務所ノ所在地ニ於テ設立

ノ登記ヲ爲スタル事項中ニ

タルトキハ事務所ノ所在地ニ於テ設立

ノ登記ヲ爲スタル事項中ニ

タルトキハ事務所ノ所在地ニ於テ設立

ノ登記ヲ得

監査員ヲ設置ス
産業組合監査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
産業組合監査員ハ産業組合監査聯合會ニ屬スル産業組合ノ事務所、倉庫、加工場其ノ他ノ場所ニ臨ミ金錢、物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ調査シ當該産業組合ノ事業及財產ノ狀況ヲ監査スルコト合ノ事業及財產ノ狀況ヲ監査スルコトヲ得

産業組合監査員及其ノ行フ監査ニ關シ
第五條 行政官廳ハ産業組合監査聯合會又ハ産業組合監査員ニ對シ産業組合ノ監査上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第六條 産業組合監査聯合會ニハ所得稅ヲ課セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣山崎達之輔君登壇〕

○國務大臣(山崎達之輔君) 兩法律案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、産業組合中央金庫ハ、産業組合金融ノ中権機關ト致シマシテ、其機能ヲ發揮致シツ、アルノデアリマスガ、現在組合金融ノ實情ニ應ジマシテ、

其活動ヲ促進致シマスル爲ニハ、産業組合中央金庫評議員ノ定員、年賦償還貸付ノ制限、餘裕金ノ運用等ニ關シマシテ、不便ノ點ヲ改正致シマスコトガ必要デアルノデアリマス、今回ノ改正ノ要點ハ、評議員ノ定期ヲ、現在ノ二十名以内トアリマスノヲ、

二十五名以内ニ增加致シマスコト、第二、年賦償還貸付額ノ制限ニ關シマスル規定

コトヲ得

第八條 産業組合中央會及産業組合中央金庫ハ産業組合監査聯合會ニ加入スル

ノ行フ監査ヲ拒ミタルトキハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

産業組合監査員第五條ノ規定ニ依ル命

案理由ヲ申上ゲマス、産業組合ノ發達ヲ圖

リマス爲ニ、指導監督ノ施設ヲ充實致シマ

令ニ違反シタルトキハ三百圓以下の過料ニ處ス

産業組合監査員ノ役員本法又ハ本

法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

非訴事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三項ノ過料ニ之ヲ準用

ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣山崎達之輔君登壇〕

○國務大臣(山崎達之輔君) 兩法律案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、産業組合中央金庫ハ、産業組合金融ノ中権機關ト致シマシテ、其機能ヲ發揮致シツ、アルノデアリマスガ、現在組合金融ノ實情ニ應ジマシテ、

其活動ヲ促進致シマスル爲ニハ、産業組合中央金庫評議員ノ定員、年賦償還貸付ノ制限、餘裕金ノ運用等ニ關シマシテ、不便ノ點ヲ改正致シマスコトガ必要デアルノデアリマス、今回ノ改正ノ要點ハ、評議員ノ定期ヲ、現在ノ二十名以内トアリマスノヲ、

二十五名以内ニ增加致シマスコト、第二、年賦償還貸付額ノ制限ニ關シマスル規定

コトヲ得

第九條 産業組合ノ役員産業組合監査員

ヲ云フコトヲ致シマスコト、餘裕金運用ノ範圍ヲ擴張スルト云フ點ニアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ希望致シマス

次ニ産業組合自治監査ニ關スル法案ノ提

案理由ヲ申上ゲマス、産業組合ノ發達ヲ圖

リマス爲ニ、指導監督ノ施設ヲ充實致シマ

スコトヘ、洵ニ緊要デアルノデアリマス、此爲ニ中央及ビ地方ノ行政監督ノ施設ヲ擴充致シマスルト共ニ、産業組合自身ノ自治的監査ノ制度ヲ確立致シマシテ、自治監査ノ厲行ヲ期スルコトヲ必要ト認メマシテ、本案ヲ提出致シタ次第デアリマス、即チ全國ノ

産業組合ラシテ、聯合會ヲ組織致サセマシテ、政府監督ノ下ニ監査員ヲ設ケマシテ、組合ノ監査ニ當ラシメントスルノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ハアリ

第九 帝國燃料興業株式會社法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
第十 人造石油製造事業法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
一帝國燃料興業株式會社法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致シテ、政府提出、農地法案委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第九及び第十ノ兩案ヲ一括シテ繰上げ上程シ、其審議ヲ進メラレントコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシ

タ——日程第九、帝國燃料興業株式會社法案、日程第十、人造石油製造事業法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、

委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長櫻井兵五郎君

報告書

一人造石油製造事業法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年三月二十九日

委員長 櫻井兵五郎

衆議院議長富田幸次郎殿

附帶決議

一 本事業ノ成否ハ、國防、產業並國民生活ニ重大關係ヲ有スルノミナラズ財

政上尠カラザル負擔ヲ加増スペキヲ以テ政府ハ事業ノ運營ニ付監督上萬遠算ナキヲ期スベシ

一 政府ハ銳意内外燃料資源ノ開發ニ努メ特ニ國內油田ニ付テハ其ノ調查並試掘ニ關シ積極の方針ヲ確立スペシ

一 本事業ノ遂行ニ當リ必然的ニ招來スル市價ノ昂騰ハ之ヲ悉ク消費者ニ負擔セシメザルヤウ政府ハ特別ノ考慮ヲ拂フベシ

〔櫻井兵五郎君登壇〕

○櫻井兵五郎君 只今議題トナリマシタ帝

一 政府ハ銳意内外燃料資源ノ開發ニ努メ特ニ國內油田ニ付テハ其ノ調查並試掘ニ關シ積極的方針ヲ確立スペシ

一 本事業ノ遂行ニ當リ必然的ニ招來スル市價ノ昂騰ハ之ヲ悉ク消費者ニ負擔セシメザルヤウ政府ハ特別ノ考慮ヲ拂フベシ

デアリマスルガ、其詳細ハ之ヲ速記録ニ譲リ、私ハ其中最モ重要ナル二三ノ點ノミヲ御報告申上ゲタイト存ジマス
先づ第一ニ本案ニ依リ政府ノ所期スル所へ人造石油製造事業振興計畫ニ於テ、七箇年計畫ヲ以テ、揮發油及重油各、百万噸ノ生産ヲ目標トシ、右計畫遂行ニ要スル所要資金總額約七億五千万圓ノ見込デアルガ、其内五千万圓ハ既ニ民間ニ於テ企業化シ居ルヲ以テ、殘餘ノ七億圓ノ調達方法ニ關シ、民間企業ニ對スル投資ヲ主タル目的トスル、資本金一億圓ノ帝國燃料興業株式會社ヲ設立セシメ、本會社ニ對シテ政府ハ五千万圓ヲ出資シ、半官半民ノ特殊會社トスルト共ニ、幾多ノ保護助成ヲ與ヘ、其資本及ビ社債ヲ以テ、民間所要資金約七億圓ノ中、其約半額即チ三億五千万圓ヲ、民間會社ノ株式引受ノ形式ニ依ッテ投資シ、殘餘ハ民間會社ラシテ調達セシメントスルモノデアリマス
主ナル質疑ノ第一點ハ、本計畫實現後ニ於ケル所要石炭ハ年約九百萬噸デ、此供給ニ關シ不都合ヲ來サヌカ、又人造石油ハ技術的ニ、採算的ニ可能ノ確信アリヤトノ問ニ對シ、政府ハ石炭埋藏量ハ内地九十一億噸、外地三十七億噸、滿洲七十億噸デアリ、七年後一年ノ所要量九百萬噸ハ、内地四百五十萬噸、外地及ビ滿洲合セテ四百五十萬噸デアツテ、供給ニハ不足セヌトノ答辯デアリ、尙ホ技術的及ビ採算ノ點ニ關シテハ、本事業ハ新規事業ニシテ、現在ノ所

其生産費ハ、天然石油ノ生産費ニ比シ高價デアグテ、操業ノ當初ニ於テハ、液化法ニ依ル揮發油ヘ一「ガロン」七十二三錢程度、合成法ニ依ルモノ六十四五錢程度ノ見込デアルガ、將來技術ノ進歩、作業ノ習熟等ニ依テ、相當生產費ハ低下スルモノト期待シテ居ルガ、天然石油ノ生產費トノ差額ヲ、人造石油製造事業法ノ規定スル通り、人造石油ニ對シテ其生產費、市價等ヲ標準トシテ獎勵金ヲ交付シ、其損失ヲ補填シ、以テ事業ノ採算化ヲ圖リ、結局ニ於テ現在ノ天然石油ニ對スル「コスト」ノ開キ十五錢乃至二十錢ヲ、殆ド接近ノ程度ニ縮減スル考デアルトノ答アリ、又技術ニ關スル問題デハ、其方法ハ液化法、合成法、低溫乾溜法等ニ依ルモノデアルガ、其中低溫乾溜事業ハ、既ニ企業化セラレテ居リ、別段懸念ナク、液化法、合成法ニ付テモ既ニ確信ヲ得、企業化セラレツ、アリ、何等懸念ナシト思料スル旨ノ答辯ガアリマシタ

第二點ハ、本案ノミヲ以テシテハ、液體燃料ノ根本對策ハ、殆ド解決サレテ居ラヌデハナイカ、我國ノ石油需要增加ノ趨勢カラ見テ、今後七箇年後ニ需要增加ハ、年二百乃至二百五十万升ヲ推定セラル、ニ拘ラズ、本計畫ニ依ルモノハ、辛ジテ此增加量ノ手當ニ過ぎナシ、現在ニ於テ需要ノ九二%ヲ輸入ニ仰イデ居ル、我ガ產業、國防上ノ不安ハ、毫モ解決セラレテ居ラナイトノ間ニ對シ、政府ハ今後民間企業進捗ノ狀況其他ノ情勢ヲ案シ、更ニ第二次、第三次ノ生產計畫

ヲ實施スルノ必要ガアリ、又事情ニ依テハ必シモ七年ヲ待タズシテ、其途中ニ於テモ本計畫ニ再検討ヲ加ヘル場合モ豫想シテ居ル旨ノ答辯ガアリ、更ニ進ンデ政府ヨリ祕密會ノ要求ガアリ、祕密會ニ於テノ答辯ニ依リ、質疑ノ懸念ハ相當緩和セラレタノデアリマス

第三點ハ、本計畫ト同時ニ、特ニ我國內外ノ石油資源ノ確保開發ヲ圖ルコトハ、最急務デアルトノ問ニアリマシタガ、之ニ對シ政府ハ、國內資源ノ徹底的開發ヲ圖リ、油田地質ノ調査、試掘獎勵等ノ方策ヲ一層擴充整備シ、更ニ海外利權ノ調査竝ニ獲得ニ對シテモ適當ナル施設ヲ講ジ、萬遺憾ナキヲ期スル旨ノ答辯ガアリマシタ

第四ノ要點ハ、本案ノ計畫ニ依レバ、七箇年間ニ獎勵費ガ九千五百万圓、配當補給ガ二千万圓、其他尙ホ免稅ノ特典ヲ與フルモノナル故、財政上相當ノ負擔ナルガ、メ特ニ國內油田ニ付テハ其ノ調査竝試掘ニ關シ積極の方針ヲ確立スベシ

一 本事業ノ成否ハ國防、產業並國民生活ニ重大關係ヲ有スルノミナラズ財政政府ハ事業ノ運營ニ付監督上萬遠算ナキヲ期スペシ

一 政府ハ銳意内外燃料資源ノ開發ニ努力特ニ國內油田ニ付テハ其ノ調査竝試掘ニ關シ積極の方針ヲ確立スベシ

一 本事業ノ遂行ニ當リ必然的ニ招來スル市價ノ昂騰ヘテ悉ク消費者ニ負擔セシメザルヤウ政府ハ特別ノ考慮ヲ拂フベシ

野田君ノ動議ニ對シマシテハ、政友會ノ八角三郎君ノ贊成ガアリ、採決ノ結果、野田君動議ノ附帶決議附テ以テ、政府原案ハ全會一致可決確定ヲ致シマシタ、此段御報告申上ダマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 梁案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ヘ變更セラレマシタ、日程第六、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

ツ、アルトノ答辯ニアリマシタ

其他設立委員ニ關スル件、軍事命令ノ内容ニ關スル件等、幾多ノ質疑應答ガ重ネラレ

マシタガ、最後ニ討論ニ入りマシテ、民政黨ノ野田武夫君ヨリ左ノ附帶決議ヲ附シ、

政府原案ヲ認メタイトノ動議ガアリマシタ、

今其附帶決議ヲ朗讀致シマス

附帶決議

一 本事業ノ成否ハ國防、產業並國民生活ニ重大關係ヲ有スルノミナラズ財政

一 帝國燃料興業株式會社法案

第一讀會(確定議)

人造石油製造事業法案

第一讀會(確定議)

○議長(富田幸次郎君) 別ニ御發議モアリ

マセヌ、第三讀會ヲ省略シ、兩案共ニ委員長報告ノ通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第六乃至第八ノ三案ヲ繰上げ上程シ、逐次其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ヘ變更セラレマシタ、日程第六、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス

松阪政府委員

第六 外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會

外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案

外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案

第一條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

條約又ハ之ニ準スヘキモノニ前項ノ規定ト異ル規定アルトキハ其ノ規定ニ從

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員松阪廣政君登壇〕

○政府委員（松阪廣政君）只今上程セラレ

マシタル外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法中改正法律案ノ提出理由ヲ簡單ニ御説明申上

ゲマス、外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法ハ、御承知ノ如ク、外國ノ裁判所ヨリ司法事務

ニ關スル共助ヲ求メラレシタ場合ニ、之ニ應ズルニ必要ナ條件、茲ニ之ニ應ズル場合ノ施行方法ヲ規定シタ法律デアリマス、

而シテ右ノ條件ノ一トシテ、共助ヲ請求シ

タ裁判所ノ所屬國ニ於テ、我國ノ裁判所ガ共助事務ヲ施行スル爲メ要スル費用ヲ負擔

スルコトヲ必要トシテ居ルフデアリマス、然ルニ現行ノ條約中ニ、共助事務ノ施行ヲ嘱託セラレタ國ハ、自ラ費用ヲ負擔シテ嘱託ニ應ズベキ旨ヲ規定シテ居ルモノデアリ

認メマシタノデ、本改正案ヲ提出致シマシ
マス爲ニ、右法律ノ一部ヲ改正スル必要ヲ
ハ同一ノ店舗ニ於テ命令ヲ以テ定ムル

タ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ切望スル次第デアリマス

スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○議長（富田幸次郎君）本案ノ審査ヲ付託

成法中改正法律案外二件委員ニ併セ付託セ

○議長（富田幸次郎君）服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長（富田幸次郎君）御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第七及ビ第八ハ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長（富田幸次郎君）御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第七及ビ第八ハ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長（富田幸次郎君）御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第七及ビ第八ハ、便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

賣場面積ヲ有シ命令ノ定ムル所ニ依リ衣食住ニ關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ

第二條 同一ノ建物ニ於テ二人以上ノ小賣業者各命令ヲ以テ定ムル賣場面積ヲ賣面積及販賣スル商品ガ相合シテ前條ノ規定ニ依ル賣場面積及商品ノ種類ニ該當スルトキハ各小賣業者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ之ヲ百賣店業者ト看做ス

第三條 百賣店業ヲ營マントスル者ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 百賣店業者ハ左ノ場合ニ於テハ命令ノ定期ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第五條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前二條ノ許可ヲ爲スニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 百賣店業者ハ閉店時刻以後及休業日ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 百賣店業者ハ其ノ統制ヲ圖リ小

賣業ノ圓滿ナル發達ヲ期スル爲主務大臣ノ認可ヲ受ケ百賣店組合ヲ設立スルコトヲ得

第八條 百賣店業者百賣店組合ヲ設立セザル場合ニ於テ主務大臣必要アリト認可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定期ムルトキハ百賣店業者ニ對シ百賣店組合ノ設立ヲ命ゼラレタル者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定期ムルトキハ百賣店業者ニ對シ必要ナル處ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 百賣店組合ハ法人トス

第十條 百賣店組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ營業ニ關スル統制

二 組合員ノ營業ニ關スル指導

三 小賣業ニ關スル研究又ハ調查

四 其ノ他組合ノ目的達成上必要ナルルトキ

第十一條 百賣店組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第八條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

百賣店組合ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲ス

ベン登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

百賣店組合ノ設立又ハ登記シタル事項ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之

ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十二條 百貨店組合ハ全國ヲ通ジテ一箇トシ組合ノ設立アリタルトキハ百貨店業者ヘ其ノ組合員トス

第十三條 百貨店組合ハ第十條第一號ノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十四條 主務大臣小賣業ノ圓滿ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ前條ノ規程ノ全部又ハ一部ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

第十五條 主務大臣小賣業ノ圓滿ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ百貨店組合ニ對シ組合員ノ營業ノ統制ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 主務大臣小賣業ノ圓滿ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ百貨店組合ノ組合員ニ對シ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ百貨店業者又ハ百貨店組合ニ對シ其ノ業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ百貨店業者又ハ百貨店組合ノ店舗、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場

合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十八條 百貨店業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ法

分ニ違反シ又ハ第五條ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル制限若ハ條件ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ法

人ノ役員ノ解任ヲ爲シ又ハ第三條若ハ第四條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十九條 百貨店組合ノ決議又ハ組合ノ役員ノ行爲ガ法令、定款若ハ行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 決議ノ取消二 役員ノ解任三 組合ノ事業ノ停止四 組合ノ解散

第二十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外百貨店組合ノ設立、登記、管理、解散、清算其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 第十四條乃至第十六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分其ノ他本法施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮詢ニ應ゼシムル爲百貨店委員會ヲ置ク百貨店委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 第三條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ百貨店業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタル者

二 第五條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル制限若ハ條件ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ法

人ノ役員ノ解任ヲ爲シ又ハ第三條若ハ第四條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

三 第六條ノ規定ニ違反シテ營業ヲ爲ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 決議ノ取消二 役員ノ解任三 組合ノ事業ノ停止四 組合ノ解散

第二十五條 百貨店業者又ハ百貨店組合ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スペキ罰則ハ其ノガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代表人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 百貨店組合本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲シタルトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキハ組合ノ役員又ハ清算人ヲ三百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

辨理士法中左ノ通改正ス「農商務大臣」ヲ「商工大臣」ニ改ム第一條 辨理士ハ特許、實用新案、意匠又ハ商標ニ關シ特許局ニ對シ爲スペキ事項ノ代理及其ノ事項ニ關スル鑑定其ノ他ノ事務ヲ行フコトヲ業トス

第二條第一項第一號中「私法上ノ能力者」ヲ「成年者」ニ改ム

第三條第二號中「若ハ司法科試驗又ハ判事檢事登用試驗」ヲ「又ハ司法科試驗」ニ改ム

第四條 削除

第五條 左ニ掲グル者ハ辨理士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者二 前號ニ該當スル者ヲ除クノ外第一十二條若ハ第二十二條ノ四、特許法

第一百二十九條、第二百三十條若ハ第百三十三條、實用新案法第二十七條、

第二十八條若ハ第三十一條、意匠法第二十六條、第二十七條若ハ第三十

條又ハ商標法第三十四條若ハ第三十五條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ

起算シ三年ヲ經過セザルモノ

三 懲戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セラレタル者、本法若ハ計理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ免官、免職、業務禁止又ハ除名ノ日ヨリ起算シ二年ヲ經過セザルモノ

四 本法ニ依ル業務停止ノ期間中業務ヲ廢止シ未ダ其ノ期間ノ經過セザル者ニ禁治產者又ハ準禁治產者

六 破產者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

第九條 辨理士ハ特許、實用新案、意匠又ハ商標ニ關スル事項ニ付裁判所ニ於テ當事者又ハ訴訟代理人ト共ニ出頭シ陳述ヲ爲スコトヲ得其ノ陳述ハ當事者又ハ訴訟代理人ガ直ニ之ヲ取消シ又ハ更正セザルトキハ自ラ之ヲ爲シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ帝國臣民ニ非ザル辨理士出頭シテ陳述ヲ爲サントスルトキハ裁判所ノ許可ヲ受クベシ

第十二條ノ二 辨理士ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ辨理士會ノ會員トス

第十五條 辨理士會ノ組織、權限及監督ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 辨理士會ハ商工大臣ノ認可ヲ得テ會ノ秩序又ハ信用ヲ害スル虞アル者ヲ退會セシムルコトヲ得

第二十二條ノ二 辨理士ニ非ザル者ハ報酬ヲ得ル目的ヲ以テ特許、實用新案、

意匠又ハ商標ニ關シ特許局ニ對シ爲スベキ事項ノ代理又ハ其ノ事項ニ關スル鑑定若ハ書類ノ作成ヲ爲スワ業トスルコトヲ得ズ

前項ノ書類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條ノ三 辨理士ニ非ザル者ハ利益ヲ得ル目的ヲ以テ辨理士、特許事務所其ノ他ニ之ニ類似スル名稱ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十二條ノ四 第二十二條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ辨理士タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ資格ヲ有ス

本法施行ノ日ヨリ三年以内ニ從前ノ第四條第二號ノ規定ニ該當スルニ至リタル者ニ對シテ本法施行後ト雖モ仍從前ノ第一項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ト看

本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ從前ノ第四條第二號ノ規定ヲ適用ス

本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ從前ノ第四

條第三號ノ規定ニ該當スルニ至リタル者ニ對シテハ本法施行後ト雖モ仍從前ノ第四條第三號ノ規定ヲ適用ス

本法施行ノ際現ニ辨理士會ニ加入シ居ラル辨理士ニ付テハ本法施行後三月間ハ

第十二條ノ二ノ規定ヲ適用セズ右期間内ニ從前ノ例ニ依リテ辨理士會ニ加入セザルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

特許法第二十條及第百三十五條、實用新案法第三十三條、意匠法第三十二條竝ニ商標法第三十八條ハ之ヲ削除シ實用新案法第二十六條中「第十條乃至第三十三條」ヲ「第十條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十三條」ニ、意匠法第二十五條中「第十六條乃至第三十條」ヲ「第十六條乃至第十九條、第二十一條乃至第三十條」ニ改ム

本法施行前從前ノ特許法第百三十五條、實用新案法第三十三條、意匠法第三十二條又ハ商標法第三十八條ノ規定ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ懲役トアルハ禁錮トス

本法施行前從前ノ特許法第百三十五條、實用新案法第三十三條、意匠法第三十二條又ハ商標法第三十八條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ハ第五條第二號ノ改正規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第二十二條ノ四第一項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ト看

（國務大臣伍堂草雄君發壇）
○國務大臣（伍堂草雄君） 百貨店法案提出理由ヲ説明申上ゲマス、現下我國ノ中小商業者ハ、疲弊困憊甚シク、是ガ更生振興ヲ圖ルコトハ刻下ノ急務トナツテ居ルノデアリマス、固ヨリ中小商業者ノ窮迫ノ原因ハ、複雜多岐ニ瓦ルノデアリマスガ、其有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

アリマス、固ヨリ中小商業者ノ窮迫ノ原因ハ、複雜多岐ニ瓦ルノデアリマスガ、其有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

アリマス、固ヨリ中小商業者ノ窮迫ノ原因ハ、複雜多岐ニ瓦ルノデアリマスガ、其有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

アリマス、固ヨリ中小商業者ノ窮迫ノ原因ハ、複雜多岐ニ瓦ルノデアリマスガ、其有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

アリマス、固ヨリ中小商業者ノ窮迫ノ原因ハ、複雜多岐ニ瓦ルノデアリマスガ、其有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

アリマス、固ヨリ中小商業者ノ窮迫ノ原因ハ、複雜多岐ニ瓦ルノデアリマスガ、其有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

アリマス、固ヨリ中小商業者ノ窮迫ノ原因ハ、複雜多岐ニ瓦ルノデアリマスガ、其有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

アリマス、固ヨリ中小商業者ノ窮迫ノ原因ハ、複雜多岐ニ瓦ルノデアリマスガ、其有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ルトキハ其ノ辨理士ノ登録ハ效力ヲ失フ

テ、小賣業全般ノ圓滿ナル發達ヲ期センガ爲メ、茲ニ本法案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何卒十分御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス。

辨理士法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲマス、近時我國產業ノ進展ニ伴ヒマシテ、特許實用新案、意匠又ハ商標ニ關スル出願請求等ヘ、著シク増加致シマシテ、是等ニ關スル事務ニ從事スル辨理士ノ業務ハ、益々其重要性ヲ加ヘテ參リマシタガ爲ニ、辨理士ノ資格ヲ高メ、品位ノ向上ヲ圖リ、辨理士ニ對スル委嘱者ノ信賴ヲ深カラシメ、其利益ヲ擁護致シマスト共ニ、法律上辨理士ノ業務範圍ヲ明確ニシ、以テ實情ニ副ハシムルコトトシ、且ツ辨理士ニアラザル者ノ辨理士類似ノ行爲ヲ行フコトヲ取締リマスコトハ、是等工業所有權ノ發達ヲ圖ル上ニ於テ、甚ダ肝要ナルコトト認メラレマスノデ、本案ヲ提出スルコトト致シタ次第デアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協贊アランコトヲ御願申上ゲマス(拍手)。

○議長(富田幸次郎君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許可致シマス——大島寅吉君

(大島寅吉君登壇)

○大島寅吉君 只今上程ニナリマシタル百貨店法ニ付テ、商工大臣ニ質疑ヲ致シタイト思フノデアリマズ、先づ最初ニ御伺致シタイコトヘ、本法制定ニ際シマシテ、其立案ノ重點ヲ何レニ置カレタカデアリマス、

言換ヘマスレバ、中小商業者救濟ニ重點ヲ置カレタカ、又百貨店統制ニ重點ヲ置カレタカデアルノデアリマス、抑、本法制定ノ沿革ヲ考ヘテ見マスルト、昭和三年百貨店商品券撤廢ノ運動ニ端ヲ發シマシテ、昭和七年八月、東京日比谷公會堂ニ於テ、全國小賣業者大會ガ開カレテ、百貨店法案制定要求ノ決議ヲ致シタノデアリマス、當時商工省モ百貨店ノ取締ノ必要ヲ感ゼラレマシテ、是方起草ニ著手サレタノデアリマスルガ、其事ガ偶、新聞紙上ニ現レマスルト、百貨店協會ハ非常ニ狼狽ヲ致シマシテ、自治協定案ナル八箇條ヲ發表ヲ致シテ、此法案阻止ニ努メタノデアリマス、而シテ翌八年百貨店商業組合法案ガ制定サル、ニ至リマシテ、百貨店ハ此法案ニ從ヒマシテ、百貨店組合ヲ設立致シタノデアリマスルガ、爾來數年間、商業組合法ノ不備缺陷ガ暴露スルニ連レマシテ、脫法行爲ガ簇出致シタノデアリマス、是ニ於キマシテ今日ノ窮迫セル中小商業者ヲ救濟スルノ目的ヲ達シ得ナイノデ、六十三議會以來度々衆議院議員提出ノ法律案トナッテ、本院ヲ通過致シテ居ルノデアリマス、中小商業者ノ疲弊困憊セル状況ハ、本員ガ茲ニ喋々申上ゲルマシテ、問屋カラ商品ヲ借入レテ、原價又ハ原價以下ニ賣却シ、或ハ金融ノ資ニ供シ、或ハ又生活ノ費用ニ充テテ居ルト云フヤウナ、悲慘ノ状態ニアルノデアリマス、斯ル譯デハナイカト云フコトヲ、頗ル憂患スルノデアリマス(拍手)故ニ私ハ先づ本法立案ニ對シマシテノ根本精神ヲ、何處ニ重點ヲ置カレタカト云フコトヲ同ヒタイノデアリマス、以下是カラ逐條ニ就キマシテ思フノデアリマス、

先づ第一ニ伺ヒタイコトハ、本法第三條、第四條ノ許可ノ場合、即チ新築ヲスルトカ、又ハ支店ヲ設ケルトカ、出張所ヲ設ケルトカ云フ、許可ノ場合ニ於キマシテ、是ハ二十一條ノ委員會ニ御諮問ニナル御意思アリヤ否ヤラ伺ヒタイノデアリマス、此二十一條ヲ見マスルト云フ「第十四條乃至第十六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分其ノ他本法施行ニ關スル重要事項」云々ト書イテアルノデアリマス、或ハ此許可ノコトヲ、重要事項ト云フ中ニ御入レニナツテ居ル御考ガアルヤ否ヤハ、甚ダ不明デアルノデアリマス、併ナガラ立法技術ノ上カラ考ヘテ見マスルト云フト、本案ノ骨子ハ何レニ在ルカト申シマスルト、許可制ヲ執ッタ云フコトガ、是レ即チ本案ノ最モ重要ナル骨子デアルノデアリマス、故ニ斯様ナ場合ニ於キマシテハ、必ズ第三條乃至第四條ノ許可、或ハ十四條乃至十六條ノ處分命令、其他重要ナル事項ト記載スルノガ當然デアリマス、然ルニ此記載ガナイト云フコトハ、政府ハ諮詢ナサヌト云フ意思デアルカモ知ラヌ、若シ之ヲ委員會ニ諮詢ヲセナイト云フナラバ、大ナル事項ハ、無論諮詢スルト云フ御意思デアリマス、若シ諮詢スルト云フ御意思デアリマスナラバ、宜シク法文ノ上ニ明記ヲ致シマシテ、サウシテ其解釋ノ上ニ、又運用ノ上ニ於テ誤リナキヲ期スルノガ當然デアルト思フガ、政府ノ御考ヲ伺ツテ置キタイ

第一ニ御伺シタイコトハ、許可ニ際シテ、現ニ營業ヲシテ居ルモノハ是へ宜シイノデアリマス、所ガ準備中ノモノニ對シテヘ、優先的ニ之ヲ御認メニナル御考デアルカ、或ハ又御認メニナルトスレバ、如何ナル程度マデ御認メニナルカヲ同ヒタイノデアリマス、今日既ニ全國七十箇所以上ノ百貨店ガアリマシテ、是ダケデモ小賣業者トノ摩擦ガ益、激シクナルノデアリマス、ソコデ許可制ヲ採ラレタト云フコトハ諒ト致シマス、又元來此衆議院議員ノ先生提出致シタ所ノ、衆議院ヲ通過致シタ議案ニ依リマスルト、支店其他等ニ對シテハ、之ヲ禁ジテ吳レロト云フ意味合ニナッテ居ルノデアリマス、先ツ本案ニ對シマシテハ、許可ト云フ制度ヲ採ラレテ居リマスルガ、是ハ諒ト致シマス、若シ準備中ト云フ名目ノ下ニ、容易ニ之ヲ許可サル、ヤウナコトガアリマスルナラバ、ソレコソハ準備ラスルモノガ色々出テ參リマセウ、サウシテ折角許可制ヲ採ラレタ所ノ精神ヲ没却スルコトニナリマシテ、是ハ却テ百貨店保護トナリマシテ、幾多ノ弊害ヲ生ズルコトト思フノデアリマス、斯様ナ未ダ營業セザルモノニ對シテハ、準備ノ如何ニ拘ラズ、全然白紙ノ狀態ニ置キマシテ、サウシテ其許可ノ可否ヲ決スルコトガ宜シト思フノデアリマスガ、之ニ對シマシテ商工大臣ハ如何ニ御考ニナッテ居ルカヲ同ヒタイノデアリマス

第三ニ伺ヒタイコトハ、委員會ノ組織デアリマス、二十一條ノ二項ニ依リマスルト
「百貨店委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアルノデアリマスガ、其內容ヲ伺ヒマス、是マデ小賣業改善委員會等ヲ見マシテモ、商工省其他ノ役人ガ多イノデアリマス、其他學者ノヤウナ人ガ少數混ツテ居リマスルガ、僅ニ東京商工會議所ノ議員一人加ハッテ居ルダケデアルノデアリマス、是デハ實情ガ徹底シナイノデアリマス、要スルニ商工省ノ役人ノ決メタ案其モノガ通ルト云フコトニナリマシテ、折角委員會ヲ設置シタ初志ニ適ハヌノデアリマス、今更私ハ役人ノ惡口ヲ申サウトモ思ヒマセヌケレドモ、日本ノ役人ノヤリ方ナラバ、大臣ハ實業界ニモ居ラレタノデアルカラ、概實情ニハ徹底シナイノデアリマス、ソレハ徹底ラシナイ譯デアリマシテ、是ハ商工大臣ハ實業界ニモ居ラレタノデアルカラ、能ク御存ジデアリマセウガ、善イ事ヲシテモ褒メラレナイノデアリマスルシ、手落チガアレバ譴責サル、ト云フノガ、日本ノ役人ノヤリ方デアリマス、ソコデ益、濫賣ヲ致スノデアリマス、ソウシテ折角許可制ヲ採ラレタ所ノ精神ニ嵌々タ事ヨリヤラヌ、斯ウ云フノガ役人ノヤリ方デス、先ツ本案ニ對シマシテハ、許可ト云フ制度ヲ採ラレテ居リマスルガ、是ハ諒ト致シマス、若シ準備中ト云フ名目ノ下ニ、容易ニ之ヲ許可サル、ヤウナコトガアリマスルナラバ、ソレコソハ準備ラスルモノガ色々出テ參リマセウ、サウシテ折角許可制ヲ採ラレタ所ノ精神ヲ没却スルコトニナリマシテ、是ハ却テ百貨店保護トナリマシテ、幾多ノ弊害ヲ生ズルコトト思フノデアリマス、斯様ナ未ダ營業セザルモノニ對シテハ、準備ノ如何ニ拘ラズ、全然白紙ノ狀態ニ置キマシテ、サウシテ其許可ノ可否ヲ決スルコトガ宜シト思フノデアリマスガ、之ニ對シマシテ商工大臣ハ如何ニ御考ニナッテ居ルカヲ同ヒタイノデアリマス

第四ニ伺ヒタイコトハ、第四條ノ三號ニ、
「百貨店委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアルノデアリマスガ、其內容ヲ伺ヒマス、是マデ小賣業改善委員會等ヲ見マシテモ、商工省其他ノ役人ガ多イノデアリマス、是ハ普通商人ガ申シマスル、アリマス、其他學者ノヤウナ人ガ少數混ツテ居リマスルガ、僅ニ東京商工會議所ノ議員一人加ハッテ居ルダケデアルノデアリマス、是デハ實情ガ徹底シナイノデアリマス、要スルニ商工省ノ役人ノ決メタ案其モノガ通ルト云フコトニナリマシテ、折角委員會ヲ設置シタ初志ニ適ハヌノデアリマス、今更私ハ役人ノ惡口ヲ申サウトモ思ヒマセヌケレドモ、日本ノ役人ノヤリ方ナラバ、大臣ハ實業界ニモ居ラレタノデアルカラ、概實情ニハ徹底シナイノデアリマス、ソレハ徹底ラシナイ譯デアリマシテ、是ハ商工大臣ハ實業界ニモ居ラレタノデアルカラ、能ク御存ジデアリマセウガ、善イ事ヲシテモ褒メラレナイノデアリマスルシ、手落チガアレバ譴責サル、ト云フノガ、日本ノ役人ノヤリ方デアリマス、ソコデ益、濫賣ヲ致スノデアリマス、ソウシテ折角許可制ヲ採ラレタ所ノ精神ニ嵌々タ事ヨリヤラヌ、斯ウ云フノガ役人ノヤリ方デス、先ツ本案ニ對シマシテハ、許可ト云フ制度ヲ採ラレテ居リマスルガ、是ハ諒ト致シマス、若シ準備中ト云フ名目ノ下ニ、容易ニ之ヲ許可サル、ヤウナコトガアリマスルナラバ、ソレコソハ準備ラスルモノガ色々出テ參リマセウ、サウシテ折角許可制ヲ採ラレタ所ノ精神ヲ没却スルコトニナリマシテ、是ハ却テ百貨店保護トナリマシテ、幾多ノ弊害ヲ生ズルコトト思フノデアリマス、斯様ナ未ダ營業セザルモノニ對シテハ、準備ノ如何ニ拘ラズ、全然白紙ノ狀態ニ置キマシテ、サウシテ其許可ノ可否ヲ決スルコトガ宜シト思フノデアリマスガ、之ニ對シマシテ商工大臣ハ如何ニ御考ニナッテ居ルカヲ同ヒタイノデアリマス

第五ニ伺ヒタイコトハ、廣告用或ハ宣傳用トシテノ濫賣ハ、之ヲ絕對ニ禁止ナサル御意思ガアリヤ否ヤト云フノデアリマス、百貨店ハ間々自己店舗ノ廣告用ト致シマシテ、破格ノ濫賣ヲ致スノデアリマス、是ニハ二ツノ大キナ弊害ガアルノデアリマスルガ、彼等ハ先づ損失ヲ初メカラ見越シテ居ルノデアリマス、一人一箇デアルトカ、或ハ二箇デアルト云フヤウナ工合ニ、數量ヲ限リマシテ、ザウシテ之ヲ因ニ使ヒマシテ販賣ヲシテ、賣付ケヨウト云フノガヤリ方デアルノデアリマス、又今一つハ、生産者ヲ極度ニ苦シメルノデアリマス、サモナクテモ生産者ハ、大資本家ノ横暴ニ苦シメラレマシテ、平素不引合ノ程度ニマヂ進ンデ居ルノデアリマスガ、百貨店ガ其圓政策ヲヤラウト致シマスト、先づ生産者ニ向ッテ「サービス」ヲ命ズルノデアリマス、コ、デ生産者ハ全ク不引合ノ餘リ、多數ノ倒産者ガ出ルコトハ、是ハ幾ラモ實例ガアルノデアリマス、ヨク三年百貨店取引ヲ致シマスルト、デアリマスガ、百貨店ガ其圓政策ヲヤラウト致シマスト、先づ生産者ニ向ッテ「サービス」ヲ命ズルノデアリマス、コ、デ生産者ハ全ク不引合ノ餘リ、多數ノ倒産者ガ出ルコトハ、是ハ幾ラモ實例ガアルノデアリマス、ヨク三年百貨店取引ヲ致シマスルト、大概ノ大キナ店モ、生産者ハ倒産シテシマフト云フコトガ言ハレルノデアリマス、是ガ又生産者自身ガ倒レテ居ル中ハマダ宜シガ、生産者ガ遂ニ堪ヘ切レナクナリマスト云フト、之ヲ職工賃銀ニ轉嫁致スノデアリマス、茲ニ至リマシテ大百貨店、大資本家ノ横暴搾取モ、亦甚シト私ハ言フノデアリマス、是ハ實ニ社會問題デアルト思フノデアリマス、斯様ナコトハ中小商業者ノ

保護ト云フヨリハ、寧ロ中小工業者保護デアルノデアリマスカラ、工業法ニ依ツテ之ヲ保護スルノガ當然デアリマス、併ナガラ斯様ナ弊害ノアル所ノモノデアリマスカラ、是ハ斷然禁止スルガ宜シイ、或ハ商工省ノ御考デハ、百貨店組合ヲシテ、其組合規約ニ依テ、自制反省セシムルト云フヤウナ御考デ居ラレルカモ知レスガ、ソシナ消極的ナ態度ニ出デズシテ、積極的ニ之ヲ禁止スルト云フコトガ最モ宜シト思ヒマス、是ガ又摩擦ヲ防グ所以デアルト思ヒマスガ、之ニ對シテモ同ヒタインハ、閉店時間及ビ休業第六ニ同ヒタインハ、閉店時間及ビ休業日デアリマス、是ハ命令ヲ以テ定ムトナシテ居リマスガ、其命令ノ内容ヲ承リタイ、抑、影響ノアル問題デアリマスカラ、中小商業者ハ極ク簡単ナ問題デアリマスルガ、小賣業者ニ對シマシテハ、至極重大ナル直接影響ノアル問題デアリマスカラ、中小商業者救濟ト致シマシテハ、慎重ニ御考慮ヲ願ヒタイノデアリマスルガ、私ハ夜間營業ノ如キハ、斷然之ヲ禁止スルノガ宜シト思フノデアリマス、又休業日ニ對シマシテモ、日曜日或ハ大祭日ノ如キハ、休日トスルコトガ宜シト思フノデアリマスルガ、併ナガラ是亦百貨店モ營業政策モアリマスシ、或ハ又消費者ノ便利モ考ヘナケレバナラヌノデアリマスルカラ、故ニ之ヲ假ニ日曜日ヤ大祭日ヘ出來ヌト致シマシテモ、ソレデモ少クトモ大都市ニ於テハ四日間ノ休業日ヲ決定スル、又小都市ニ於テハ、少クトモ二日間位ノ休業ヲスルト云フコトガ宜シ

ト思フ、若シ一日位ノ休業日トスルナラバ、ソレハ決メナイ方ガ寧ロ宜シイ位デアルノ御考デハ、百貨店組合ヲシテ、其組合規約ニ依テ、自制反省セシムルト云フヤウナ御考デ居ラレルカモ知レスガ、ソシナ消極的ナ態度ニ出デズシテ、積極的ニ之ヲ禁止スルト云フコトガ最モ宜シト思ヒマス、是ガ又摩擦ヲ防グ所以デアルト思ヒマスガ、之ニ對シテモ同ヒタインハ、閉店時間及ビ休業第六ニ同ヒタインハ、閉店時間及ビ休業日デアリマス、是ハ命令ヲ以テ定ムトナシテ居リマスガ、其命令ノ内容ヲ承リタイ、抑、影響ノアル問題デアリマスカラ、中小商業者ハ極ク簡単ナ問題デアリマスルガ、小賣業者ニ對シマシテハ、至極重大ナル直接影響ノアル問題デアリマスカラ、中小商業者救濟ト致シマシテハ、慎重ニ御考慮ヲ願ヒタイノデアリマスルガ、私ハ夜間營業ノ如キハ、斷然之ヲ禁止スルノガ宜シト思フノデアリマス、又休業日ニ對シマシテモ、日曜日或ハ大祭日ノ如キハ、休日トスルコトガ宜シト思フノデアリマスルガ、併ナガラ是亦百貨店モ營業政策モアリマスシ、或ハ又消費者ノ便利モ考ヘナケレバナラヌノデアリマスルカラ、故ニ之ヲ假ニ日曜日ヤ大祭日ヘ出來ヌト致シマシテモ、ソレデモ少クトモ大都市ニ於テハ四日間ノ休業日ヲ決定スル、又小都市ニ於テハ、少クトモ二日間位ノ休業ヲスルト云フコトガ宜シ

ト思フ、若シ一日位ノ休業日トスルナラバ、ソレハ決メナイ方ガ寧ロ宜シイ位デアルノ御考デハ、百貨店組合ヲシテモ、店員ヲ擁スルヤウナ店デアリマシテモ、店員ヲ擁スルヤウナ店デアレバ、一日ノ公休日ガアルノデアリマスルカラ、斯様ナコトハ御決メニナラナクテモ——御決メニナルコトガ、却テ弊害ガアルト思フノデアリマス。

最後ニ一ツダケ伺ツテ置キタインハ、百貨店ヲ重要物産組合ヤ、或ハ又地方ニ於ケル同業組合ニ加入セシムルノ御意思アリヤ否ヤデアリマス、是ハ小賣業者トノ摩擦ヲ防グニハ、最モ大切ナ問題デアリマスルガ、商工省及ビ各府縣ニ於ケル商工課ニ於キマシテハ、重要物産組合或ハ同業組合ノ設立ヲ獎勵致シテ居リマスルケレドモ、百貨店ニ於キマシテハ、之ニ加入ヲシナインデアリマス、故ニ組合ノ權威ヲナクシ、統制ヲリマス、是ハ強制スルモノデアリマス、最後ニ同業組合ニ加入ヲ強制スルカ否カト云フコトニ付キマシテハ、只今ハ強制スル積リハアリマセヌガ、十分ニ同業組合ト協調連絡ヲ保タシムル積リデ居リマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 鶴惣市君

(鶴惣市君登壇)

○鶴惣市君 本法案ガ生死ノ浮沈ニ喘ギツト思フノデアリマスルガ、是等ニ付テノ所見ヲ承リタイノデアリマス、甚ダ皆サンガ御説明ノ中ニ、本員ノ腑ニ落チナイ點ガアリテシテモ、再質問ハ致シマセヌカラ、簡單明瞭ニ御答辯ヲ煩ハス次第デアリマス(拍手)

マシテモ、再質問ハ致シマセヌカラ、簡單明瞭ニ御答辯ヲ煩ハス次第デアリマス(拍手)

マシテ、遺憾ナカラ本議場ニ於キマシテハ、イタイケナル米穀商人ノ職場ヲ縮小シ、肥料

マス、本法ノ重點ハ、中小商業者ノ救濟ガ主デアリマシテ、其爲ニ統制ヲ致スノデアリマス、御趣旨ノ第一、第三、第四、其他ノ條項ニ對シマシテハ、委員會ニ於テ諮詢ノ代表者ヲ以テ致ス積リデアリマス、第四、第五、溢賣、廉賣ニ付キマシテハ、嚴ニ百貨店組合ヲシテ統制セシムル積リデ居リマス、第六、閉店時間、休業日等ハ、地方法事情ニ依リ定ムルモノデアリマシテ、嚴ニ付キマシテハ、只今ハ強制スル積リハアリマセヌガ、十分ニ同業組合ト協調連絡ヲ保タシムル積リデ居リマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 鶴惣市君

(鶴惣市君登壇)

○鶴惣市君 本法案ガ生死ノ浮沈ニ喘ギツツアル全國大多數ノ中小商業者ニ對スル、是ト同様一種ノ同情的立法精神ニ基イテ提案サレタト云フ、只今ノ御説明ニ對シテ、一應感謝ト敬意ヲ拂フ者デアリマス、今日ノ商業者、就中中小商業者ニ對スル政府ノ恩惠ト云フモノハ、昨夏ノ臨時議會ニ於テ、辛ウジテ政府當局トシテハ、特ニ心スペキコトデハ、平等公平ヲ以テ政治最高ノ要諦ナリト爲ス

要法案ノ通過ニ際シマシテモ、私ハ私ノ有スル努力ヲ致シタノデアリマス、是ト同様ノ意味ニ於キマシテ、窮乏其極ニ達セントシツ、アル現下中小商業者ニ對シテモ、國家ガ何等カノ對策ヲ講ズルト云フコトハ、家ガ何等カノ對策ヲ講ズルト云フコトハ、

例言スレバ米穀自治管理法ノ實施ハ、イ

タイケナル米穀商人ノ職場ヲ縮小シ、肥料

統制法ハ肥料商人、産業處理統制法案ハ蘿
仲買人、斯クシテ職ヲ奪ヘ、且ツ奪ヘレ
ントシツ、アル彼等脆弱ナル中小商人ハ、
政府ノ經濟政策ノ犠牲トシテ、其儘失職ノ
奈落ニ突落サレントシツ、アルノデアリマ
ス、世ニ全體主義ト云フ言葉ガアリマス、
此言葉ハ最近特ニ非常時國家トシテ盛ニ用
ヒラレツ、アル言葉デアルガ、如何ニ全體
主義立場カラトハ云ヘ、而モ小商人ノ職場
ヲ奪ヒ、之ヲ斬捨御免的ニ拋擲シテ顧ミナ
イト云フコトハ、政治ノ何モノカヲ解スル
者ニ取ツテ、執ルベキ手段デハ斷ジテアリマ
セス(拍手)

前議會以來政府ノ答辯ニ依レバ、即チ商
工組合中央金庫法案ハ、其代案トシテ提出
サレタヤウデアルガ、果シテ然ラバ本法實
施ニ依ッテ、其國家ノ惠澤ニ浴シ得タル者幾
人アリヤ否ヤ、成程形式的ニハ、其惠澤ハ全
商工階級ヲ含ムカモ知レマセヌ、併ナガラ
之ヲ實質的ニ受入レル爲ニハ、先づ確固タ
ル擔保物件ノ提供ガ必要デアリマス、然ラ
ザレバ財的信用アル保證人ガ必要デアル、
即チ中小商工業者ガ國家ニ其零細ナル資金
ヲ求メテ已マナイノハ、決シテ暖衣飽食ノ
富裕階級デハゴザイマセヌ、左様ナ内容的
資格條件ヲ持ツ階級コソヘ、敢テ國家ノ力
ヲ藉ラナクテモ、立派ニ獨立自營ノ途ガ立
ツ人々アリマス、私ガ茲ニ言ハントスル
階級コソヘ、其資格ヲ持タナイ、換言スレ

バ國家ノ恩惠サヘモ受入レルコトノ出來ナ
イ、全國大多數ノ中小商業者ヲ指スモノデ
ゴザイマス、斯クシテ此氣ノ毒ナル全國大
多數ノ商業者ハ、天日ヲ仰グコトナクシテ、

日々爲政者ニ疎ゼラレ、遂ニ今日切羽詰ツタ
現實ニ追込マレテ來タノデアリマス、伍堂
商工大臣ハ如何ナル抱負ト對策ヲ以テ、之

ニ當ラレントスルノデアルカ、或ハ又此中
央金庫法ヤ、今茲ニ提出サレタ百貨店法ヲ

以テ十分ナリト思惟サルノデアリマスカ、
之ニ對スル確固タル御説明ヲ承リタイノデ
アリマス(拍手)

分ケテモ近來私ガ最モ不可解トスル所
ニ、軍部方面ノ商工民輕視ノ傾向ガアルヤ
ウニ思ハル、ノデアリマス、一昨々年來主

トシテ軍部方面ヨリ流レテ來マス「パンフ
レット」、若クハ其言フ所ヲ綜合致シマスニ、
農村ハ兵營ノ母體ナリト云フヤウナ名調子
ノ下ニ、切々窮乏農村ノ實體ニ付テハ熱意

ヲ注ガレテ居ルヤウデアリマスガ、窮乏中
小商業者ニ對シテハ、一片同情ノ文字スラ
發見スルコトガ出來得ナイノデアリマス

(拍手)是ハ一體何ヲ意味スルモノノデアル
カ、之ニ對スル軍部當局ノ御説明ヲ御願シ

其何人タルヲ問ハズ、自ラ誇トシ、自ラ
手)換言スレバ、國家ノ軍人タルコトハ、

更ニ一層切ナルモノガアルノデアリマス(拍
手)、國家ノ柱石デアルト云フ意味ニ於

キマシテ、私ノ最モ慨歎ニ堪ヘナイ所デア
リマス、而シテ其窮乏ノ結果ガ、世上動モ

スレバ不穩ノ形勢ヲ釀サントシ、或ハ對農
村摩擦トナツテ現レツ、アルコトヲ憂慮ス

ル者デアリマス、都市對農村ノ對立激化
ハ、今ヤ內面的ニ蔽フベカラザル事實デア
リマス、而シテ農村ガ國家施設ノ上ニ於

テ、都市ニ劣ルモノアリト爲ス事實モ、亦
蔽フベカラザル所デアリマス、私ト雖モ窮

乏農村ノ實體ヲ否定セントスル者デハアリ
マセヌ、併ナガラ如何ニ都市方農村ニ優ル

モノアリトハ云ヘ、其事實ヲ以テ直チニ都

業者、或ハ勞働者、「サラリーマン」ナドヲ
除外シテ居ルノデアリマシテ、其影響スル

所モ、亦精神的ニハ甚大ナルモノアリト私
ハ憂フル者デアリマス(拍手)農民ガ

粗衣粗食ニ甘ンジテ、營々トシテ其職務ニ

ヲ鮮明ニシテ置クト云フコトハ、極メテ重
要ナル事柄デアラウト思フノデアリマス(拍
手)

申ス迄モナク日本ノ軍隊ハ、國家ヲ母體
トシテ存在シテ居ルノデアリマス、畏クモ

明治大帝陛下ハ、明治二年國民皆兵ノ徵兵
令ヲ渙發サレタノデアリマシテ、由來國民

ハ如何ナル階級ヲ問ハズ、自ラ國家ノ干城
タリ得ル光榮ト誇ト持ツ者デアリマス、

明治大帝陛下ハ、明治二年國民皆兵ノ徵兵
令ヲ渙發サレタノデアリマシテ、由來國民

市生活者ノ大部分ヲ占ムル下級大多數ノ商工民ノ窮乏ヲモ、否定シ去ラントスルコトヘ、斷ジテ出來マセヌ(拍手)。外觀カラ見ル中小商工業者ノ生活苦ハ、或ハ農村程ニ深刻デハナイカモ知レマセヌ、商賣人ヲオ役人カラ見レバ、或ハ利益ノ攫ミ取リ位ニ考ヘラレテ居ルカモ知レマセヌガ、營業上ノ駆引カラ言ヘベ、決シテソンナモノデハアリマセヌ、假令内輪ヘドソナニ苦シクテモ、敢テ外見ヤ見榮ヲ張ラナケレバナラヌノガ、彼等ノ實體デアルカラデアリマス、然ルニ世上動モスレバ彼等ヲ以テ暴利ヲ貪ル者デアルカニ思フノデアリガ、他ノ大財閥、大資本家ノ如ク、强大ナル資本力ヲ以テ、「カルデル」ヤ「トラスト」ヲ結成シ、人爲的價格ノ吊上ヲ爲シ得ルモノデアレバ率ザ知ラズ、無ケナシノ資本ヲハタイテ、辛ウジテ其日ノ生活ニ呻吟ナセヌ、更ニ都市ニ於ケル「サラリーマン」ヤ労働群ノ失業者モ、必然彼等ノ職場ニ侵蝕シ、今ヤ彼等ノ部門ニヘ同志討ノ悲劇リマセヌ、固ヨリ私ト雖モ今日ノ文化社會ニ於テ、百貨店ノ存在ヲ其故ヲ以テ否定セントスル者デハアリマセヌ、唯此場合ニ於ケル過渡的便法トシテハ、百貨店ノ進出ヲ無制限ニ許可セヌト云フコトデアリマス、幸ニ此法案ガ此意味ニ於テ許可制度ヲ採ラレタト云フ如キ不公平ハ、斷ジテ許サルベキデハアリマセヌ、私ハ以上ノ認識ニ基キマシテ、政府當局者ガ是等氣ノ毒ナル人々ノ爲ニ、商工政策乃至ハ社會政策的ノ立場カラ、一概ニモ宜イ、考慮サレタコトガアルカドウカ、若シアルトスレバ、如何ナル抱負ト對策ヲ以テ之ニ對處セラレントスルノデアルカ、願クハ本議場ヲ通ジテ、全國大多數ノ富翁デアリマス、私共ノ見逃スコトノシテ、アルタルコトハ、又必然ノ趨勢デアリマス、併ナハ、廳テ中小商業階級没落ノ挽歌トナリツツアルカトハ、顧客ヲ失フコトニナルノデアリマス、其當然ノ成行コソツアルニスルト云フコトヘ、一面ニ於テ忽チ顧客ヲ失フコトニナルノデアリマシテ、此深刻ナル條件下ニ立タサレテ居ル彼等デアル以上、何處ニ暴利ヲ貪ル餘地アリヤト言フベキデアリマス、而シテ彼等ガ其困苦ヲ而シテ產業經濟ニ貢獻シツ、アル事實ヘ、斷ジテ見逃スコトヘ出來マセヌ、卑近ナ例

ヲ藉リテ申セバ、彼等ノ掛賣制度ノ如キ即チソレデアリマス、僅カ通帳一ツニ全幅ノ爲ニ、零細ナル資金ノ結晶タルベキ商品ノ融通ヲ爲シツ、アル行爲ハ、俱ニ社會ニ惠マレザル國民大衆ノ生活ヲ助ケツ、アルノデアリマシテ、斯クシテ彼等ハ其困苦ヲ犠牲トシ、其忍耐力ヲ動員シテ、自ラ國家ニ代ゼテ此重大ナル役割ヲ果シツ、アルニモ拘ラズ、國家ハ何ヲ以テ之ニ酬ヒントシツツアルノデアルカ、都市ガ農村ニ對比シテヲ以テ暴利ヲ貪ル者デアルカニ思フノデアルガ、他ノ大財閥、大資本家ノ如ク、强大ナル資本力ヲ以テ、「カルデル」ヤ「トラスト」ヲ結成シ、人爲的價格ノ吊上ヲ爲シ得ルモノデアレバ率ザ知ラズ、無ケナシノ資本ヲハタイテ、辛ウジテ其日ノ生活ニ呻吟シツ、アル彼等ヲ以テ、營利主義ト稱スルコトスラ當ラナイノデアリマス、自由競爭經濟下ニ於ケル顧客ノ獲得ヘ、全ク血ミドロノ闘デアリマス、利益ヲ高ク貪リ、暴利ヲ悉ニスルト云フコトヘ、一面ニ於テ忽チ顧客ヲ失フコトニナルノデアリマシテ、此深刻ナル條件下ニ立タサレテ居ル彼等デアル以上、何處ニ暴利ヲ貪ル餘地アリヤト言フベキデアリマス、而シテ彼等ガ其困苦ヲ而シテ產業經濟ニ貢獻シツ、アル事實ヘ、斷ジテ見逃スコトヘ出來マセヌ、卑近ナ例

ヲ置キ、十五日勘定、或ハ一箇月ト、其間辱弱キ「サラリーマン」ヤ又ハ勞働者群ノ信ヲ置キ、先年流血ノ慘事ヲ惹起シタ、彼ノ米穀自爲ニ、零細ナル資金ノ結晶タルベキ商品ノ融通ヲ爲シツ、アル行爲ハ、俱ニ社會ニ惠マレザル國民大衆ノ生活ヲ助ケツ、アルノデアリマシテ、斯クシテ彼等ハ其困苦ヲ犠牲トシ、其忍耐力ヲ動員シテ、自ラ國家ニ代ゼテ此重大ナル役割ヲ果シツ、アルニモ拘ラズ、國家ハ何ヲ以テ之ニ酬ヒントシツツアルノデアルカ、都市ガ農村ニ對比シテヲ以テ暴利ヲ貪ル者デアルカニ思フノデアルガ、他ノ大財閥、大資本家ノ如ク、强大ナル資本力ヲ以テ、「カルデル」ヤ「トラスト」ヲ結成シ、人爲的價格ノ吊上ヲ爲シ得ルモノデアレバ率ザ知ラズ、無ケナシノ資本ヲハタイテ、辛ウジテ其日ノ生活ニ呻吟シツ、アル彼等ヲ以テ、營利主義ト稱スルコトスラ當ラナイノデアリマス、自由競爭經濟下ニ於ケル顧客ノ獲得ヘ、全ク血ミドロノ闘デアリマス、利益ヲ高ク貪リ、暴利ヲ悉ニスルト云フコトヘ、一面ニ於テ忽チ顧客ヲ失フコトニナルノデアリマシテ、此深刻ナル條件下ニ立タサレテ居ル彼等デアル以上、何處ニ暴利ヲ貪ル餘地アリヤト言フベキデアリマス、而シテ彼等ガ其困苦ヲ而シテ產業經濟ニ貢獻シツ、アル事實ヘ、斷ジテ見逃スコトヘ出來マセヌ、卑近ナ例

ヲ藉リテ申セバ、彼等ノ掛賣制度ノ如キ即チソレデアリマス、僅カ通帳一ツニ全幅ノ爲ニ、零細ナル資金ノ結晶タルベキ商品ノ融通ヲ爲シツ、アル行爲ハ、俱ニ社會ニ惠マレザル國民大衆ノ生活ヲ助ケツ、アルノデアリマシテ、斯クシテ彼等ハ其困苦ヲ犠牲トシ、其忍耐力ヲ動員シテ、自ラ國家ニ代ゼテ此重大ナル役割ヲ果シツ、アルニモ拘ラズ、國家ハ何ヲ以テ之ニ酬ヒントシツツアルノデアルカ、都市ガ農村ニ對比シテヲ以テ暴利ヲ貪ル者デアルカニ思フノデアルガ、他ノ大財閥、大資本家ノ如ク、强大ナル資本力ヲ以テ、「カルデル」ヤ「トラスト」ヲ結成シ、人爲的價格ノ吊上ヲ爲シ得ルモノデアレバ率ザ知ラズ、無ケナシノ資本ヲハタイテ、辛ウジテ其日ノ生活ニ呻吟シツ、アル彼等ヲ以テ、營利主義ト稱スルコトスラ當ラナイノデアリマス、自由競爭經濟下ニ於ケル顧客ノ獲得ヘ、全ク血ミドロノ闘デアリマス、利益ヲ高ク貪リ、暴利ヲ悉ニスルト云フコトヘ、一面ニ於テ忽チ顧客ヲ失フコトニナルノデアリマシテ、此深刻ナル條件下ニ立タサレテ居ル彼等デアル以上、何處ニ暴利ヲ貪ル餘地アリヤト言フベキデアリマス、而シテ彼等ガ其困苦ヲ而シテ產業經濟ニ貢獻シツ、アル事實ヘ、斷ジテ見逃スコトヘ出來マセヌ、卑近ナ例

ヲ置キ、十五日勘定、或ハ一箇月ト、其間辱弱キ「サラリーマン」ヤ又ハ勞働者群ノ信ヲ置キ、先年流血ノ慘事ヲ惹起シタ、彼ノ米穀自爲ニ、零細ナル資金ノ結晶タルベキ商品ノ融通ヲ爲シツ、アル行爲ハ、俱ニ社會ニ惠マレザル國民大衆ノ生活ヲ助ケツ、アルノデアリマシテ、斯クシテ彼等ハ其困苦ヲ犠牲トシ、其忍耐力ヲ動員シテ、自ラ國家ニ代ゼテ此重大ナル役割ヲ果シツ、アルニモ拘ラズ、國家ハ何ヲ以テ之ニ酬ヒントシツツアルノデアルカ、都市ガ農村ニ對比シテヲ以テ暴利ヲ貪ル者デアルカニ思フノデアルガ、他ノ大財閥、大資本家ノ如ク、强大ナル資本力ヲ以テ、「カルデル」ヤ「トラスト」ヲ結成シ、人爲的價格ノ吊上ヲ爲シ得ルモノデアレバ率ザ知ラズ、無ケナシノ資本ヲハタイテ、辛ウジテ其日ノ生活ニ呻吟シツ、アル彼等ヲ以テ、營利主義ト稱スルコトスラ當ラナイノデアリマス、自由競爭經濟下ニ於ケル顧客ノ獲得ヘ、全ク血ミドロノ闘デアリマス、利益ヲ高ク貪リ、暴利ヲ悉ニスルト云フコトヘ、一面ニ於テ忽チ顧客ヲ失フコトニナルノデアリマシテ、此深刻ナル條件下ニ立タサレテ居ル彼等デアル以上、何處ニ暴利ヲ貪ル餘地アリヤト言フベキデアリマス、而シテ彼等ガ其困苦ヲ而シテ產業經濟ニ貢獻シツ、アル事實ヘ、斷ジテ見逃スコトヘ出來マセヌ、卑近ナ例

ヲ置キ、十五日勘定、或ハ一箇月ト、其間辱弱キ「サラリーマン」ヤ又ハ勞働者群ノ信ヲ置キ、先年流血ノ慘事ヲ惹起シタ、彼ノ米穀自爲ニ、零細ナル資金ノ結晶タルベキ商品ノ融通ヲ爲シツ、アル行爲ハ、俱ニ社會ニ惠マレザル國民大衆ノ生活ヲ助ケツ、アルノデアリマシテ、斯クシテ彼等ハ其困苦ヲ犠牲トシ、其忍耐力ヲ動員シテ、自ラ國家ニ代ゼテ此重大ナル役割ヲ果シツ、アルニモ拘ラズ、國家ハ何ヲ以テ之ニ酬ヒントシツツアルノデアルカ、都市ガ農村ニ對比シテヲ以テ暴利ヲ貪ル者デアルカニ思フノデアルガ、他ノ大財閥、大資本家ノ如ク、强大ナル資本力ヲ以テ、「カルデル」ヤ「トラスト」ヲ結成シ、人爲的價格ノ吊上ヲ爲シ得ルモノデアレバ率ザ知ラズ、無ケナシノ資本ヲハタイテ、辛ウジテ其日ノ生活ニ呻吟シツ、アル彼等ヲ以テ、營利主義ト稱スルコトスラ當ラナイノデアリマス、自由競爭經濟下ニ於ケル顧客ノ獲得ヘ、全ク血ミドロノ闘デアリマス、利益ヲ高ク貪リ、暴利ヲ悉ニスルト云フコトヘ、一面ニ於テ忽チ顧客ヲ失フコトニナルノデアリマシテ、此深刻ナル條件下ニ立タサレテ居ル彼等デアル以上、何處ニ暴利ヲ貪ル餘地アリヤト言フベキデアリマス、而シテ彼等ガ其困苦ヲ而シテ產業經濟ニ貢獻シツ、アル事實ヘ、斷ジテ見逃スコトヘ出來マセヌ、卑近ナ例

營業ヲ營ミツ、アル中小商人ノ生活ノ實體ヲモ、破壊セントシツ、アルノデアリマス、故ニ若シ本法案ガ百貨店ノ許可制ヲ採用セントスル以上、人口何十万ニ付キ何箇所ノ

「デパート」ヲ許可セントスルノデアルカ、此際ハッキリシタコトヲ當局ヨリ承ソテ置クト云フコトガ、極メテ必要デアルト思ヒマス

ソレカラ第四條ニアル出張販賣デアリマス、本法第四條ノ店舗以外ニ於ケル物品販賣ニ付テデアリマス、是ハ寧ロ許可制ト云フヨリモ、今一步積極的ニ禁止スルノ必要アリト思フノデアリマス、「デパート」ノ出張販賣ニ依ツテ受ケル小都市ノ被害ハ、實ニ想像以上甚大ナルモノデアリマシテ、又實際の被害ノ上カラ見マシテモ、一流「デパート」ノ出張販賣ハ、地方都市ノ購買力ヲ其儘搔ツ渫フダケノ威力ヲ持ツモノデアリマス、小都市ニ於キマシテ大「デパート」ノ出張販賣後ハ、一月若クハ二月位中小商人ノ營業ヲ杜絶セシメント云フ、驚クベキ結果ヲ生ジツ、アルノデアリマス、若シ特別ノ事情ニ依リ、此條項ヲドウシテモ除外スルコトガ出來ナイトスレバ、附則トシテ例外的ニ許可スルコトトシ、少クトモ原則的ニハ禁止スルト云フコトガ妥當デハナイカト思ヒマス(拍手)色々尋ねタイ事ガアリマスガ、時間ノ都合上私ハ此程度ヲ以テ打切リマスカラ、商工大臣ガ今迄ノヤウニ通

リ一遍デヘナク、極メテ親切率直ニ御答(拍手)

○國務大臣伍堂卓雄君登壇

鶴君ノ御質問ニ御答致シマス、中小商業者ノ救濟ハ、百貨店ノミニ依ツテ無論行ハレルトハ思ヒマセス、是ハ昨年決リマシタ商工組合中央金庫法ノ活用、及ビ今年此議會ニ提出致シマシタ損失補償法等ヲ十分ニ利用致シマシテ、彼等ニ金融ノ圓滑ヲ圖リタイト思フノデアリマス、私ハ此中小商業救濟ト云フコトヲ、微力ヲ盡シタイト思ヒマス、ソレカラ出張販賣ノ許可ニ付キマシテハ、十分吟味ヲ致シマシテ、只今御話ノヤウナ御意見ニ副フヤウニ致シタイト思ヒマス(拍手)

○鶴惣市君 私ノ質問ハ他ノ機會ニ譲ルコトト致シマシテ、之ヲ以テ打切りマス

○議長(富田幸次郎君) 前田幸作君

(前田幸作君登壇)

○前田幸作君 極メテ簡單ニ商工大臣ノ答考ニナツテ居リマスカ、承リタイ、第二問ハ、斯様ニ存ズルノデアリマスガ、此點如何御提案ノ第二十一條ニ百貨店ノ委員會ヲ下

スルコト、斯ウ云フヤウニナツテ居リマスガ、其委員會中ニハ當業者ヲバ御加ヘニナル御意思アリヤ如何、更ニ施行規則ニ付キ

マシテハ勅令ヲ以テ定ムトアリマスルガ、第六十七議會ニ於キマシテ議決致シマシタ、

法人ニ對スル營業収益稅ヲ加ヘルト云フ、時ノ所謂民政、政友其他ヨリ議員法トシテ提出ヲ致シマシタ法律ト、今回政府ガ御提

出ニナリマシタ此法案トヲ比較シテ見マスト、全ク骨抜キデアリマシテ、遺憾千萬ナシタイト存ズルノデゴザイマスガ、以下諸點ニ付キマシテ極ク簡単ニ要點ダケヲ御伺致シマスノデ、大臣ニ於キマシテモ、其要

リハ出夕方ガマシダ、先ヅ漸進的ト云フ意味ニ於キマシテ、本員ハ大體ニ於テ贊成ヲ

御答致シマス、中小商業者ノ救濟ハ、百貨店ノミニ依ツテ無論行ハレルトハ思ヒマセス、是ハ昨年決リマシタ商工組合中央金庫法ノ活用、及ビ今年此議會ニ提出致シマシタ損失補償法等ヲ十分ニ利用致シマシテ、彼等ニ金融ノ圓滑ヲ圖リタイト思フノデアリマス、私ハ此中小商業救濟ト云フコトヲ、微力ヲ盡シタイト思ヒマス、ソレカラ出張販賣ノ許可ニ付キマシテハ、十分吟味ヲ致シマシテ、只今御話ノヤウナ御意見ニ副フヤウニ致シタイト思ヒマス(拍手)

○鶴惣市君 私ノ質問ハ他ノ機會ニ譲ルコトト致シマシテ、之ヲ以テ打切りマス

○議長(富田幸次郎君) 前田幸作君

(前田幸作君登壇)

○前田幸作君 極メテ簡單ニ商工大臣ノ答考ニナツテ居リマスカ、承リタイ、第二問ハ、斯様ニ存ズルノデアリマスガ、此點如何御提案ノ第二十一條ニ百貨店ノ委員會ヲ下

スルコト、斯ウ云フヤウニナツテ居リマスガ、其委員會中ニハ當業者ヲバ御加ヘニナル御意思アリヤ如何、更ニ施行規則ニ付キ

マシテハ勅令ヲ以テ定ムトアリマスルガ、第六十七議會ニ於キマシテ議決致シマシタ、

法人ニ對スル營業収益稅ヲ加ヘルト云フ、時ノ所謂民政、政友其他ヨリ議員法トシテ提出ヲ致シマシタ法律ト、今回政府ガ御提

出ニナリマシタ此法案トヲ比較シテ見マスト、全ク骨抜キデアリマスルガ、是ト同様ナ運命ニ置カレル御意思カ、何時頃ノ御豫定デアリマスカ承リタク、第四ハ、本法公布後ニ於キマシテ、百貨店ニ對シテ、一面百貨店ノ既得權ヲ認メルト云フコトニナルノデアリマス、他面ニ於キマシテ、小賣當業者ニ對シマスル所ノ救濟案デアリマスガ、ソレダケ左様ニ百貨店ニモ監督權ヲ取ルコトニナルノデアリマスガ、此既得權ヲ持ツタ百貨店ニ對シテ、歐米諸外國ノ如クニ、所謂百貨店稅ト云フモノヲバ新設サレル御意思アリヤ否ヤ如何、第五問ト致シマシテハ、議案ヲ満場一致ヲ以テ通過致シマシタ—

斯様ニ存ズルノデアリマスガ、此愛國商品券案ニ付キマシテ居ルノデアリマスルガ、未だニ其儘ニナツテ居リマスガ、此愛國商品券案ニ付キマシテ、國營ノ御意思アリヤ如何、其建議案ノ通過後ノ經過ヲ承リタイノデアリマス、第六問ト致シマシテ、昭和七年ノ商品券取締法施行規則第八條ニ依リマスト「百貨店ハ券面金額五圓未滿ノ商品券ヲ發行スルコトヲ得ズ」ト、斯様ニアルノデアリマスガ、但書ニ「前項ノ百貨店ハ商工大臣之ヲ指定ス」ト言ツテ居リマスルガ、此商

品券取締法施行規則第八條ニ依ル百貨店

ト、只今御提案ニナッテ居ル所ノ百貨店ト
ヘ、何レモ商工大臣ガ認定ヲ致ス範圍デア
リマスルガ、茲ニ喰達ヒハナイカ、今回ノ
法律ニ依ツテ包含サレル所ノ百貨店ト、商品
券取締法施行規則ノ第八條ニ依リ、商工大
臣之ヲ認ムト云フ百貨店トハ、如何ナル開キ
ガアリマスヤ、開キガアツテハナラナイノ
デアリマス、第八問ト致シマシテ、百貨店
ニ勤務致シマス所ノ從業員ノ現在ノ待遇
ハ、淘ニ遺憾ナ點ガアルノデアリマスガ、
是ハ國民保健ト云フ見地カラ、先づ百貨店
ニ對シテ勤務致シマス所ノ、婦女子ニ對ス
ル健康及ビ優遇法ニ付キマシテハ、本法ニ
何等明示ヲシテ居ラナイノデゴザイマス
シマスト、商店法ト云フモノヲバ御出シニ
ナルヤニ承ルノデアリマス、果シテ其御意
思アリヤ如何、アルト致シマシタナラバ、
商店ガ午後十時以後ニ於テ營業ヲ致シマシ
タ場合ニ、相當ノ處分ニ付セラレルト云フ
ヤウナコトハ、淘ニ小賣商店ノ自由ヲ束縛
致スモノデアリマスガ、ソレハ聽説デアリ
マスカ、或ハ左様ナ意見アリヤ如何
以上デ私ノ質問ヲ打切りマスガ、最後ニ一
言致シマス、本議場ニ於キマシテノ當局ノ
御答辯ハ、淘ニドウモ其場逃レノヤウニモ
思ハレマスノデ、率直ニ斬込ンデ貰ッテ
結構デス、ドウゾ存分ニ御答辯ヲ願ヒマシ

テ、次第ニ依ツテハ再質問致シマス

〔國務大臣伍堂卓雄登壇〕

行シテハナラナイ、是ハ商工大臣ガ指定シ
タ百貨店ニ限ルト云フコトデアリマスノデ、
現在一流百貨店ハ四十幾ツアルト存ジテ居
マス、其中デ商工大臣御指定ニナリマシ

○國務大臣(伍堂卓雄君) 御答致シマス、

第十條ノ百貨店組合ヲシテ統制セシムル事
項ハ、統制シ得ルト考ヘルノデアリマス、
委員會ニ當業者ヲ入レマスト云フコトニ付
キマシテハ、是ハ考慮シテ見タイト思フノ
デアリマス、ソレカラ本法ノ實行期ハ、成
ベク早ク致シタイト思ヒマス、又既得權ヲ
有スル百貨店ニ、百貨店稅ヲ設クルカドウ
カト云フコトハ、將來考慮シテ見タイト思
ヒマス、ソレカラ愛國商品券ニ付キマシテ
モ、是ハ今尙ホ考慮中デアリマシテ、決定シ
テ居リマセヌ、第八條即チ此商品券等ニ付
キマシテハ、是ハ從來ノ規定ト餘リ變ヘナ
イ積リデ居リマスガ、是モ尙ホ考究ヲ要ス
業條件ニ付キマシテハ、社會立法トノ關係
上慎重ニ考慮シタイト思フノデアリマス、
ソレカラ最後ニ商店法ノ制度ニ付キマシテ
ハ、目下考究中デアリマス

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、直チニ
委員ヲ指名致シマス

百貨店法案外一件委員十八名

真鍋 儀十君 内藤 正剛君

板谷 審吉君 斎藤 直橋君

中村 梅吉君 中亥藏男君

中村三之丞君 服部 崎市君

上田 孝吉君 濱澤豊太郎君

箸本 太吉君 瀬川 嘉助君

鶴 惣市君 山口 久吉君

川村保太郎君 前田 幸作君

上田 孝吉君 紅露 昭君

箸本 太吉君 濱澤豊太郎君

鶴 惣市君 山口 久吉君

川村保太郎君 前田 幸作君

上田 孝吉君 紅露 昭君

箸本 太吉君 濱澤豊太郎君

鶴 惣市君 山口 久吉君

川村保太郎君 前田 幸作君

上田 孝吉君 紅露 昭君

箸本 太吉君 濱澤豊太郎君

鶴 惣市君 山口 久吉君

川村保太郎君 前田 幸作君

上田 孝吉君 紅露 昭君

箸本 太吉君 濱澤豊太郎君

鶴 惣市君 山口 久吉君

川村保太郎君 前田 幸作君

上田 孝吉君 紅露 昭君

箸本 太吉君 濱澤豊太郎君

鶴 惣市君 山口 久吉君

川村保太郎君 前田 幸作君

上田 孝吉君 紅露 昭君

箸本 太吉君 濱澤豊太郎君

鶴 惣市君 山口 久吉君

○前田幸作君 商工大臣ハ御就任日ガ淺イ
八名ノ委員ニ付託シ、議長ヨリ直チニ指名
ヲ爲シ、尙ホ指名セラレタル委員ハ、直チ
ニ委員會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 服部君提出ノ動議
ニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○服部崎市君 兩案ハ一括シテ議長指名十
二ノ兩案ヲ一括シテ繰上げ上程シ、其審
議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 服部君ノ動議ニ御
異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、
日程第十一、船員法改正法律案、日程第十
二、日本無線電信株式會社法中改正法律
案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キ

マス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長
中井一夫君

第十一 船員法改正法律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 日本無線電信株式會社法中改
正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 船員法改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十二年三月二十九日

委員長 中井 一夫

衆議院議長 富田幸次郎殿

附帶決議

一 政府ハ海運ノ重要性ト船員ノ特殊性
トニ鑑ミ刑法ヲ改正シ船員ガ著シク其
ノ職務ヲ怠リタルコトニ因リテ生ジタ
ル過失ニ非ザレバ罰セザルヤウ之ヲ法
文化スペシ

二 政府ハ船員ノ業務上ノ過失ニ對シテ
ヘ海員審判所ノ審判後ニ非ザレバ
刑事訴追ヲ爲サザル方針ヲ採ルベシ
文化スペシ

三 政府ハ船員ノ業務上ノ過失ニ對シテ
訴追ヲ爲サザル方針ヲ採ルベシ

四 政府ハ海難ニ際シ船員ノ喚問取調
處斷セザルヤウ檢察官局ニ對シテ訓令
ヲ發スベシ

四 政府ハ海難ニ際シ船員ノ喚問取調ヲ
爲スニ當リテヘ其ノ業務ニ支障ヲ來サ
ザルヤウ十分ニ理解アル態度ヲ以テ臨ム
ベク檢察官ニ訓令ヲ發スベシ

一 日本無線電信株式會社法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十二年三月二十九日

委員長 中井 一夫

衆議院議長 富田幸次郎殿

(中井一夫君登壇)

○中井一夫君 委員會ニ御付託ニナリマシ

タニ法案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ニ付テ御
報告ヲ致シマス、先づ日本無線電信株式會
社法中改正法律案ニ付テ御報告ヲ致スノデ

アリマスルガ、本案ノ委員會ハ三月二十八
日ト二十九日ノ兩日ニ亘リマシテ之ヲ開催

致シマシタ、其間山杵儀重君カラ、日本無

線電信株式會社ト國際電話株式會社トノ合
併セラレルニ付テ、政府ハ萬全ノ方策ヲ講

ゼナケレバナラスト云フ點、其他ニ關スル

有益ナル御質疑ガアリマシタ後ニ於テ、本
案ハ二十九日ニ之ヲ可決致シタ次第アリ

マス

次ニ船員法ノ改正法律案ノ經過ヲ御報告

ヲ致シタイト思ヒマス、本委員會ハ去ル三
月ノ二十日、其第一回ヲ開キマシテ以來、

昨二十九日ニ至リマスル迄、前後九回ノ會
議ヲ重ねタノデアリマスルガ、其間各委員
諸君ガ精勵且ツ慎重ニ議案ノ審議ヲ進メラ
シテヘ、此附帶決議ニ付キマシテ、私ヨリ

レマンタル詳細ハ、之ヲ一切委員會ノ速記
錄ニ譲リマシテ、此處ニハ唯其結果ノミヲ

御報告致シタイト思フノデアリマス、即チ
○議長(富田幸次郎君) 兒玉遞信大臣

昨日ノ委員會ニ於キマシテヘ、政府原案ヘ、
結局民政黨、昭和會、社會大眾黨及ビ政
友會ノ四黨派ノ共同提案ニ係リマスル、
四箇ノ附帶決議ヲ附シマシテ、之ヲ可決
セラレタノデアリマス、其附帶決議ハ即

チ
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ決
リ可決セラレントヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト呼フ者アリ

性トニ鑑ミ刑法ヲ改正シ船員ガ著シ
ク其ノ職務ヲ怠リタルコトニ因リテ
生ジタル過失ニ非ザレバ罰セザルヤ
ウ之ヲ法文化スペシ

第一 政府ハ船員ノ業務上ノ過失ニ對シ
テハ海員審判所ノ審判後ニ非ザレバ
刑事訴追ヲ爲サザル方針ヲ採ルベシ

第三 政府ハ船員ノ業務上ノ過失ニ對シ
テハ慎重ナル態度ヲ以テ臨ミ輕々ニ
之ヲ處斷セザルヤウ檢察當局ニ對シ
テ訓令ヲ發スベシ

第四 政府ハ海難ニ際シ船員ノ喚問取調
ヲ爲スニ當リテヘ其ノ業務ニ支障ヲ
來サザルヤウ十分ニ理解アル態度ヲ
以テ臨ムベク檢察官ニ訓令ヲ發スベ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、
議案全部ヲ議題ト致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、
議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、
議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(富田幸次郎君) 第二讀會(確定議)

日本無線電信株式會社法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(富田幸次郎君) 別ニ御發議モアリ
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案共委員
長報告ノ通り可決確定致シマシタ

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際日程第三十三及ビ
第三十四ノ兩案ヲ一括シテ繰上げ上程シ、
其審議ヲ進メラレントヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 服部君ノ動議ニ
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス——日程變更ニ付テ 政府ニ交渉中デア
リマスカラ、暫時御待チアランコトヲ望ミ
マス——是ニテ暫時休憩致シマス

午後六時三十八分休憩

午後十一時四十一分開議

○議長(富田幸次郎君) 休憩前ニ引續キ會
議ヲ開キマス

○服部崎市君 最早時刻モ切迫致シマシタ
ノデ、本日ハ之ヲ以テ散會セラレンコトヲ
望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 服部君提出ノ動議
ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、明三十
一日ハ會期終了日デアリマカラ、先例ニ依
リ午前十時ヨリ本會議ヲ開キマス、次會ノ
議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス

午後十一時四十二分散會

